

【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成25年12月27日
【発行者名】	BNPパリバ インベストメント・パートナーズ株式会社
【代表者の役職氏名】	代表取締役 ロバート・モレース
【本店の所在の場所】	東京都千代田区丸の内一丁目9番1号 グラントウキョウ ノースタワー
【事務連絡者氏名】	谷下 明芳
【電話番号】	03-6377-2934
【届出の対象とした募集（売出） 内国投資信託受益証券に係る ファンドの名称】	北欧ハイイールド債券ファンド（為替ヘッジあり）2014-02 北欧ハイイールド債券ファンド（為替ヘッジなし）2014-02
【届出の対象とした募集（売出） 内国投資信託受益証券の金額】	各ファンド300億円を上限とし、かつ、合計で300億円を上 限とします。
【縦覧に供する場所】	該当事項はありません。

第一部【証券情報】

（１）【ファンドの名称】

北欧ハイイールド債券ファンド（為替ヘッジあり）2014-02

北欧ハイイールド債券ファンド（為替ヘッジなし）2014-02

上記を総称して、「北欧ハイイールド債券ファンド（為替ヘッジあり）/（為替ヘッジなし）2014-02」または「当ファンド」ということがあります。

上記をそれぞれ、「為替ヘッジあり」、「為替ヘッジなし」、または「各ファンド」、「ファンド」ということがあります。

上記を総称した愛称として「ホイレンテ」という名称を用いることがあります。

（２）【内国投資信託受益証券の形態等】

単位型証券投資信託の受益権です。

信用格付業者から提供され、もしくは閲覧に供された信用格付または信用格付業者から提供され、もしくは閲覧に供される予定の信用格付はありません。

当ファンドのすべての受益権は、社債、株式等の振替に関する法律（以下「社振法」といいます。）の規定の適用を受け、受益権の帰属は、後述の「（１１）振替機関に関する事項」に記載の振替機関及び当該振替機関の下位の口座管理機関（社振法第２条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。）の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります（以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。）。委託会社であるBNPパリバ インベストメント・パートナーズ株式会社は、やむを得ない事情等がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。また、振替受益権には無記名式や記名式の形態はありません。

（３）【発行（売出）価額の総額】

各ファンドについて300億円を上限とし、かつ、合計で300億円を上限とします。

（４）【発行（売出）価格】

1口当たり1円とします。

（以下「元本」ということがあります。）

（５）【申込手数料】

2.1%（税抜 2.0%）を上限として販売会社が定める手数料率を、申込価額（発行価格）に乗じて得た額とします。

詳細につきましては、販売会社にお問合わせください。

当該申込手数料にかかる消費税及び地方消費税に相当する金額（5%）が含まれています。

（６）【申込単位】

1万口以上1口単位とします。

（７）【申込期間】

平成26年1月14日から平成26年2月7日までです。

（８）【申込取扱場所】

販売会社においてお申込みの取扱いを行います。

販売会社については、下記にお問合わせください。

《委託会社へのお問合わせ先》
BNPパリバ インベストメント・パートナーズ株式会社
電話番号：0120-996-222
受付時間：毎営業日 午前10時～午後5時
ホームページ：<http://www.bnpparibas-ip.jp/>

（９）【払込期日】

お申込代金は、販売会社が指定する期日までに、指定の方法でお支払いください。

お申込代金とは、お申込金額（発行価格×取得申込口数）にお申込手数料（税込）を加算した金額です。

発行価額の総額は、信託設定日（平成26年2月10日）に、販売会社によりBNPパリバ インベストメント・パートナーズ株式会社（以下「委託会社」といいます。）の指定する口座を経由して受託会社の指

定する各ファンド口座(受託会社が再信託している場合は、当該再信託受託会社の指定する各ファンド口座)に払込まれます。

(10)【払込取扱場所】

お申込代金は、販売会社にお支払いください。

(11)【振替機関に関する事項】

振替機関は、株式会社証券保管振替機構です。

(12)【その他】

申込証拠金

該当事項はありません。

日本以外の地域における発行

該当事項はありません。

振替受益権について

当ファンドのすべての受益権は、社振法の規定の適用を受け、上記振替機関の振替業にかかる業務規程等の規則にしたがって取扱われるものとします。

当ファンドの受益権の発生、消滅、移転をコンピュータシステムにて管理します。

当ファンドの設定、解約、償還等がコンピュータシステム上の帳簿(「振替口座簿」といいます。)への記載・記録によって行われますので、受益証券は発行されません。

当ファンドの分配金、償還金、換金代金は、社振法及び振替機関の業務規程その他の規則にしたがって支払われます。

第二部【ファンド情報】

第1【ファンドの状況】

1【ファンドの性格】

(1)【ファンドの目的及び基本的性格】

目的

北欧ハイイールド債券マザーファンド2014-02（以下、「北欧ハイイールド債券マザーファンド」または「マザーファンド」といいます。）への投資を通じ、高水準のインカムゲインの確保と信託財産の成長を図ることを目指します。

信託金限度額

各ファンド300億円を限度とします。（マザーファンドの限度額は300億円とします。）

基本的性格

当ファンドの、一般社団法人投資信託協会が定める商品分類及び属性区分は、下記の通りです。（該当する商品分類と属性区分を網掛け表示しています。）

商品分類表

	単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉)
北欧ハイイールド債券ファンド(為替ヘッジあり)2014-02	単位型	国内 海外	株式 債券 不動産投信 その他資産
北欧ハイイールド債券ファンド(為替ヘッジなし)2014-02	追加型	内外	() 資産複合

《商品分類の定義》

単位型投信・追加型投信の区分

単位型投信...当初募集された資金が一つの単位として信託され、その後の追加設定は一切行われないファンドをいう。

投資対象地域による区分

海外...目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に海外の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。

投資対象資産による区分

債券...目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に債券を源泉とする旨の記載があるものをいう。

属性区分表

	投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ

北欧ハイイールド債券 ファンド（為替ヘッジ あり）2014-02	株式 一般 大型株 中小型株 債券 一般 公債 社債 その他債券 クレジット属性 （ ）	年1回 年2回 年4回 年6回 （隔月） 年12回 （毎月）	グローバル 日本 北米 欧州 アジア オセアニア	ファミリー ファンド	あり （フルヘッジ）
北欧ハイイールド債券 ファンド（為替ヘッジ なし）2014-02	不動産投信 その他資産 （投資信託証券 （債券 社債）） 資産複合 （ ） 資産配分固定型 資産配分変更型	日々 その他 （ ）	中南米 アフリカ 中近東 （中東） エマージング	ファンド・ オブ・ ファンズ	なし

「為替ヘッジ」は、対円での為替リスクに対するヘッジの有無を記載しております。

《 属性区分の定義 》

投資対象資産による属性区分

その他資産...組入れている資産を記載するものとする。

債券 社債...目論見書又は投資信託約款において、企業等が発行する社債に主として投資する旨の記載があるものをいう。

決算頻度による属性区分

年4回...目論見書又は投資信託約款において、年4回決算する旨の記載があるものをいう。

投資対象地域による属性区分

欧州...目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が欧州の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。

投資形態による属性区分

ファミリーファンド...目論見書又は投資信託約款において、親投資信託（ファンド・オブ・ファンズにのみ投資されるものを除く。）を投資対象として投資するものをいう。

為替ヘッジによる属性区分

為替ヘッジあり...目論見書又は投資信託約款において、為替のフルヘッジ又は一部の資産に為替のヘッジを行う旨の記載があるものをいう。

為替ヘッジなし...目論見書又は投資信託約款において、為替のヘッジを行わない旨の記載があるもの又は為替のヘッジを行う旨の記載がないものをいう。

上記は、一般社団法人投資信託協会が定める商品分類及び属性区分に基づき記載しております。

当ファンド以外の商品分類及び属性区分の定義につきましては、一般社団法人投資信託協会のホームページ（<http://www.toushin.or.jp/>）をご参照ください。

ファンドの特色

1. 北欧ハイイールド債券等を実質的な主要投資対象とします。

- 各ファンドは、ファミリーファンド方式により、北欧ハイイールド債券マザーファンド2014-02（以下、「北欧ハイイールド債券マザーファンド」、または「マザーファンド」といいます。）への投資を通じて、主として、北欧市場で発行もしくは取引されるハイイールド債券等、または北欧の企業が発行するハイイールド債券等を実質的に投資を行います。
- 各ファンドにおいて北欧とは、ノルウェー、スウェーデン、デンマークおよびフィンランドの4カ国を指します。
- マザーファンドの運用にあたっては、Alfred Berg Kapitalforvaltning AS（以下、「アルフレッド・バーグ」といいます。）に、運用の指図に関する権限を委託します。

アルフレッド・バーグについて

ノルウェー、スウェーデン、フィンランドの北欧3カ国に運用拠点をもち、北欧関連資産の運用に強みを持つ運用会社です。

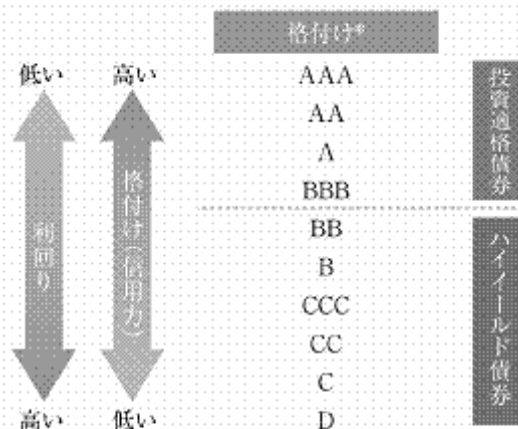
1863年にスウェーデンにおいて設立され、150年以上にもわたる歴史を有しています。

2010年から、グローバルなネットワークを持つBNPパリバ インベストメント・パートナーズの子会社となっています。

ハイイールド債券とは

ハイイールド債券とは、BB格相当以下の債券を指します。高格付けの投資適格債券と比べ、信用力が低く、債務の返済能力が劣り、利子や元本の支払いが停滞、および支払われなくなるリスクが高い一方、通常は利回りが相対的に高い債券です。

なお、北欧ハイイールド債券においては市場の特性上、無格付の債券が含まれています。



*表記方法はスタンダード・アンド・プアーズに準拠しています。格付けについては、上位格に近いものにプラス、下位格に近いものにマイナスなどの表示をすることがあります。

2. 為替ヘッジの有無により、2つのファンドから選択ができます。

- 「為替ヘッジあり」では、実質的に組み入れる外貨建資産に対して、原則として対円での為替ヘッジを行い、為替変動リスクの低減を図ります。ただし、為替変動リスクを完全に排除できるものではなく、円に対する外貨の為替変動の影響を受ける可能性があります。
- 「為替ヘッジなし」では、実質的に組み入れる外貨建資産に対して、原則として対円での為替ヘッジを行いません。このため、為替変動の影響を受けます。

3. 年4回決算を行い（3月、6月、9月、12月の20日*）、原則として収益配分方針に基づき収益配分を行います。

*休業日の場合は翌営業日とします。

資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

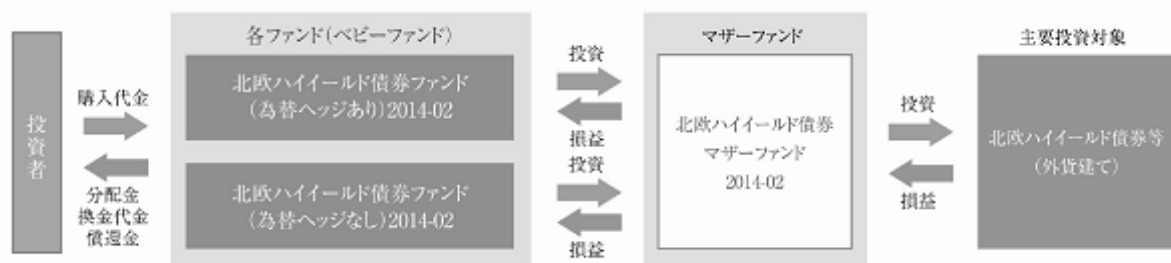
（2）【ファンドの沿革】

平成26年2月10日 信託契約締結、当ファンドの設定、運用開始（予定）

（3）【ファンドの仕組み】

a. ファンドの仕組み

各ファンドは、「ファミリーファンド方式」で運用を行います。



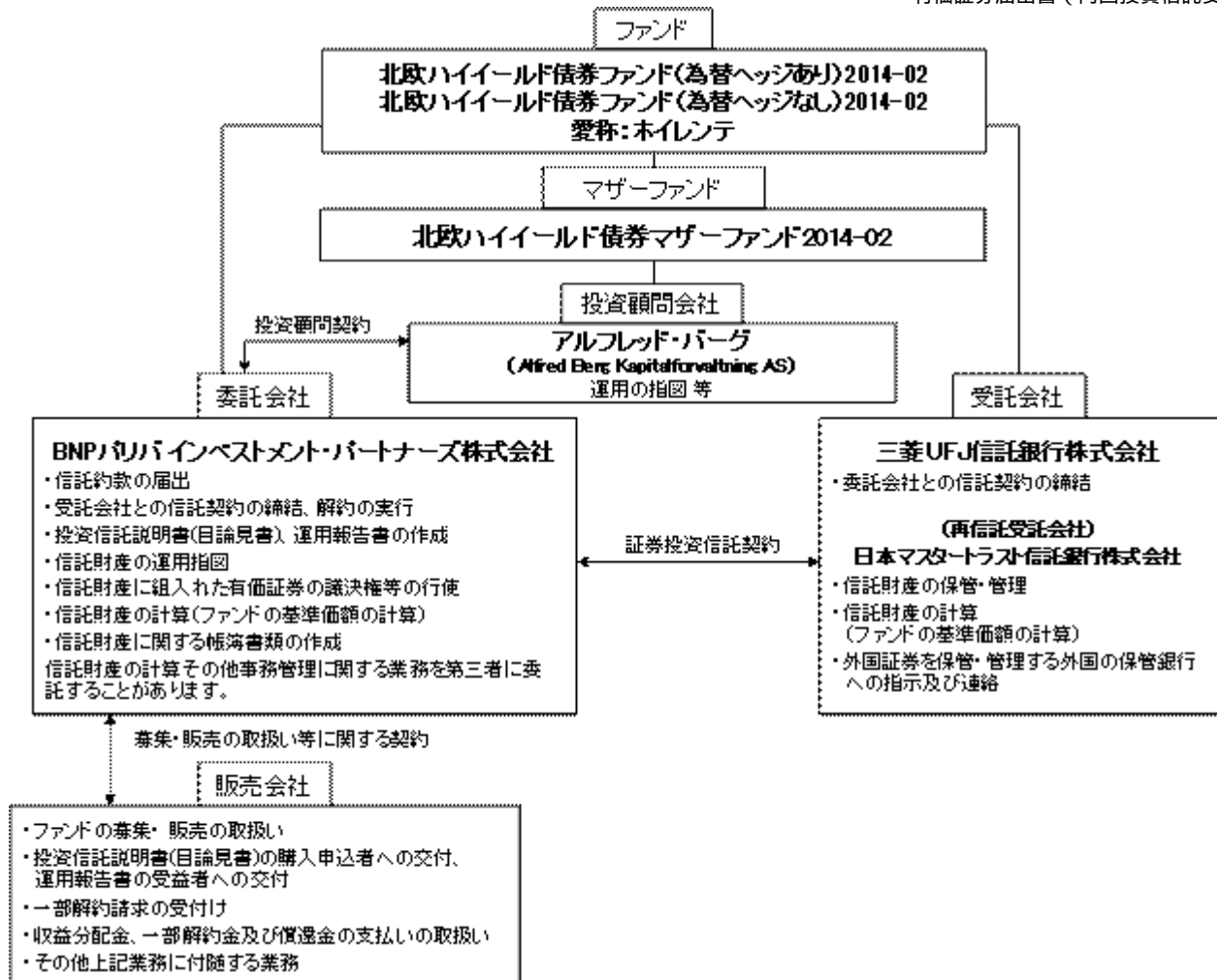
ファミリーファンド方式とは、投資者のみなさまからお預かりした資金をまとめてベビーファンドとし、その資金をマザーファンドに投資することにより、実質的な運用をマザーファンドにて行う仕組みです。

各ファンドは、北欧ハイールド債券マザーファンドを高位に組み入れることを目指しますが、各ファンドの基準価額^(*)の値動きと北欧ハイールド債券マザーファンドの値動きは、一部資金を短期金融商品等で運用すること、各ファンドと北欧ハイールド債券マザーファンドとの売買タイミングのずれや組み入れ通貨等の要因で、完全に一致するものではなく、乖離が生じます。

上記の図は、ファンドの仕組みの簡便な理解を目的としており、実際の運用とは異なる場合があります。

(*)基準価額とは、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券及び借入れ有価証券を除きます。）を法令及び一般社団法人投資信託協会規則に従って評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（以下「純資産総額」といいます。）を計算日における受益権総口数で除した金額をいいます。

b. ファンドの関係法人及び委託会社が関係法人と締結している契約等の概要



ファンドの関係法人

名称	関係業務の内容
《委託会社》 BNPパリバ インベストメント・ パートナーズ株式会社	当ファンドの委託者として、信託財産の運用指図、投資信託説明書（目論見書）及び運用報告書の作成等を行います。
《受託会社》 三菱UFJ信託銀行株式会社	当ファンドの受託者として、信託財産の保管・管理業務等を行います。なお、信託事務の一部を委託することができます。
《再信託受託会社》 日本マスタートラスト信託銀行 株式会社	受託会社から資産管理業務の委託を受けます。
《投資顧問会社》 アルフレッド・バーグ Alfred Berg Kapitalforvaltning AS	マザーファンドに関して、委託会社から運用の指図に関する権限の委託を受け、運用の指図等を行います。
《販売会社》	当ファンドの販売会社として、募集・販売の取扱い、一部解約請求の受付け、収益分配金、一部解約金及び償還金の支払い等を行います。

委託会社が関係法人と締結している契約等の概要

- * 証券投資信託契約
委託会社と受託会社の間で結ばれる契約で、運用に関する事項、委託会社及び受託会社としての業務に関する事項、受益者に関する事項等が定められています。
- * 募集・販売の取扱い等に関する契約

委託会社と販売会社との間で結ばれる契約で、販売会社の募集・販売の取扱い、解約の取扱い、収益分配金・償還金の支払いの取扱いに係る事務の内容等が定められています。

* 投資顧問契約

委託会社と投資顧問会社との間で結ばれる契約で、委託会社が運用の委託先に委託する運用の指図に関する業務の内容等が定められています。

c. 委託会社等の概況（有価証券届出書提出日現在）

資本金 1億円

沿革

平成10年11月9日 会社設立
 平成10年11月30日 証券投資信託委託業の免許取得
 平成11年2月26日 証券投資顧問業の登録
 平成12年6月20日 投資一任契約業務の認可取得
 平成12年8月1日 パリバ投資顧問株式会社の営業の全部を譲り受ける
 平成12年8月1日 ビー・エヌ・ピー・パリバ アセットマネジメント株式会社に社名変更
 平成22年7月1日 フォルティス・アセットマネジメント株式会社と合併
 BNPパリバ インベストメント・パートナーズ株式会社に社名変更

大株主の状況

株主名	住所	所有株数	所有比率
BNP Paribas Investment Partners S.A. ビー・エヌ・ピー・パリバ インベストメント・パートナーズ エス・エイ	フランス共和国、 パリ75009、 ブルヴァーオスマン1	19,000株	100.0%

2【投資方針】

(1)【投資方針】

a. 運用方針

当ファンドは、マザーファンドへの投資を通じ、高水準のインカムゲインの確保と信託財産の成長を図ることを目指します。

b. 投資態度

<為替ヘッジあり>

北欧ハイイールド債券マザーファンドへの投資を通じて、主に投資時に格付がBB+格相当以下、もしくは北欧ハイイールド債券マザーファンドの運用指図権の委託先によりそれと同等の格付とみなされる北欧の社債等に実質的に投資を行います。

社債等の実質的な組入比率を高位に保ちます。

北欧ハイイールド債券マザーファンドへの投資を通じて実質的に投資する外貨建資産に対して、原則として対円での為替ヘッジを行います。

資金動向、信託財産の規模、市場動向、北欧諸国の政治や経済情勢の変動、当該諸国の法規制等の変更、その他の要因等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

<為替ヘッジなし>

北欧ハイイールド債券マザーファンドへの投資を通じて、主に投資時に格付がBB+格相当以下、もしくは北欧ハイイールド債券マザーファンドの運用指図権の委託先によりそれと同等の格付とみなされる北欧の社債等に実質的に投資を行います。

社債等の実質的な組入比率を高位に保ちます。

北欧ハイイールド債券マザーファンドへの投資を通じて実質的に投資する外貨建資産に対して、原則として対円での為替ヘッジは行いません。

資金動向、信託財産の規模、市場動向、北欧諸国の政治や経済情勢の変動、当該諸国の法規制等の変更、その他の要因等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

<マザーファンド>

投資時に格付がBB+格相当以下、もしくは運用指図権の委託先によりそれと同等の格付とみなされる北欧の社債等に主として投資を行います。

社債等の組入比率を高位に保ちます。

マザーファンドにおいては組入銘柄の十分な分散を図ります。

信託財産に属する資産の効率的な運用ならびに価格変動リスクを回避するため、デリバティブ取引を行うことがあります。

資金動向、信託財産の規模、市場動向、北欧諸国の政治や経済情勢の変動、当該諸国の法規制等の変更、その他の要因等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

アルフレッド・バーグ（Alfred Berg Kapitalforvaltning AS）に運用の指図に関する権限を委託します。

（２）【投資対象】

a. 投資の対象とする資産の種類

1. 次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第２条第１項で定めるものをいいます。以下同じ。）

イ．有価証券

ロ．デリバティブ取引に係る権利（金融商品取引法第２条第20項に規定するものをいい、後述「（５）投資制限」、及び に定めるものに限り。）

ハ．金銭債権

ニ．約束手形

2. 次に掲げる特定資産以外の資産

イ．為替手形

b. 委託会社は、信託金を、主としてBNPパリバ インベストメント・パートナーズ株式会社を委託者とし、三菱UFJ信託銀行株式会社を受託者として締結された北欧ハイイールド債券マザーファンドの受益証券、ならびに次に掲げる有価証券（金融商品取引法第２条第２項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。

1. 株券または新株引受権証券

2. 国債証券

3. 地方債証券

4. 特別の法律により法人の発行する債券

5. 社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券（以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。）の新株引受権証券を除きます。）

6. 特定目的会社に係る特定社債券（金融商品取引法第２条第１項第４号で定めるものをいいます。）

7. 特別の法律により設立された法人の発行する出資証券（金融商品取引法第２条第１項第６号で定めるものをいいます。）

8. 協同組織金融機関に係る優先出資証券（金融商品取引法第２条第１項第７号で定めるものをいいます。）

9. 特定目的会社に係る優先出資証券または新優先出資引受権を表示する証券（金融商品取引法第２条第１項第８号で定めるものをいいます。）

10. コマーシャル・ペーパー

11. 新株引受権証券（分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。以下同じ。）及び新株予約権証券

12. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、前各号の証券または証書の性質を有するもの

13. 投資信託または外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第２条第１項第10号で定めるものをいいます。）

14. 投資証券もしくは投資法人債券または外国投資証券（金融商品取引法第２条第１項第11号で定めるものをいいます。）

15. 外国貸付債権信託受益証券（金融商品取引法第２条第１項第18号で定めるものをいいます。）

16. オプションを表示する証券または証書（金融商品取引法第２条第１項第19号で定めるものをいい、有価証券に係るものに限り。）

17. 預託証書（金融商品取引法第２条第１項第20号で定めるものをいいます。）

18. 外国法人が発行する譲渡性預金証書

19. 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第２条第１項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限り。）

20. 抵当証券（金融商品取引法第２条第１項第16号で定めるものをいいます。）

21. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第２条第１項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの

22. 外国の者に対する権利で前号の有価証券の性質を有するもの

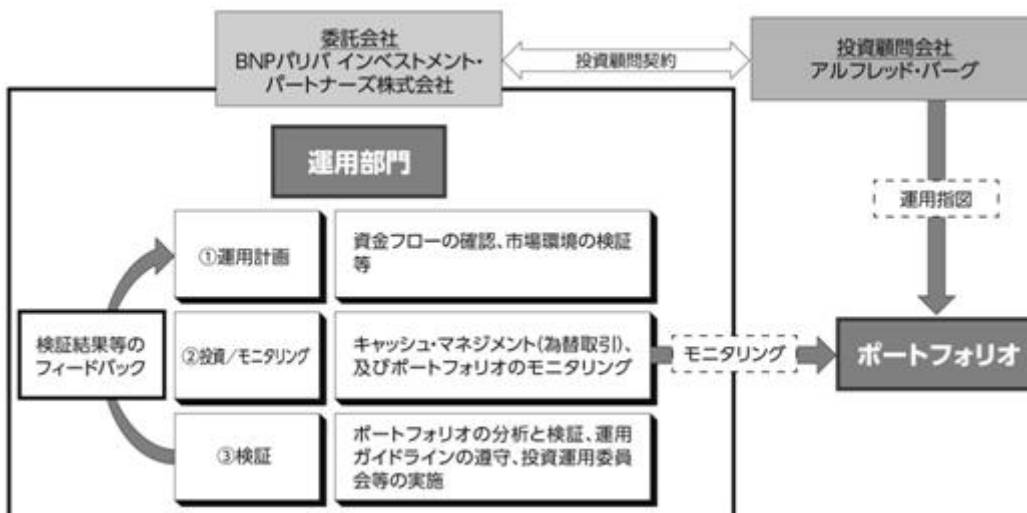
なお、1の証券または証書、12ならびに17の証券または証書のうち1の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、2から6までの証券及び12ならびに17の証券または証書のうち2から6までの証券の性質を有するもの、及び14の証券のうち投資法人債券を以下「公社債」といい、13及び14（ただし、投資法人債券を除きます。）の証券を以下「投資信託証券」といいます。

- c. 委託会社は、信託金を、bに掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。
1. 預金
 2. 指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）
 3. コール・ローン
 4. 手形割引市場において売買される手形
 5. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの
 6. 外国の者に対する権利で前号の権利の性質を有するもの
- d. bの規定にかかわらず、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託会社が運用上必要と認めるときは、委託会社は、信託金を、cに掲げる金融商品により運用することの指図ができます。

（3）【運用体制】

委託会社の運用体制は以下の通りです。

マザーファンドの運用の指図に関する権限をアルフレッド・バーグに委託します。当ファンドの実質的な運用は、アルフレッド・バーグが行います。



- ・運用部門及びトレーディング部門（8名）
運用部門では、運用の意思決定、取引の執行、市場動向・ポートフォリオ・運用ガイドライン等のモニタリングを行います。トレーディング部門では、運用部門からの指示に基づき、発注業務を行います。
- ・パフォーマンス評価及び投資運用委員会（9名）
原則として月1回及び随時に開催し、運用パフォーマンスの評価、投資運用や運用ガイドライン遵守等の状況についての報告が行われます。また必要に応じて投資運用に関する対応を図ります。
- ・内部管理委員会（8名）
原則として月1回開催し、法令諸規則や社内規則の遵守状況に関連する事項のレビュー等を行い、業務手続、コンプライアンス・システム及び内部管理の実施に資する対応を図ります。
- ・法務・コンプライアンス及びリスク管理部門（5名）
取引内容の法令遵守状況の確認を行い、必要に応じて指導、勧告を行うとともに内部管理委員会等に報告を行います。また、法令遵守状況の監視及び定期的な確認、法令及びコンプライアンスに関する情報の役職員への提供、研修の実施等を行います。

委託会社によるファンドの関係法人（販売会社を除く）に対する管理体制

受託会社または受託会社の再信託先に対しては、日々の純資産照合等を行っています。また、受託会社等につき、内部統制の整備及び運用状況についての報告書を受取っております。

上記の内容は有価証券届出書提出日現在であり、委託会社の組織変更等により今後変更される場合があります。

BNPパリバグループの概要（有価証券届出書提出日現在）

BNPパリバグループ

BNPパリバグループは欧州を本拠とする世界有数の金融グループです。世界78カ国におよそ19万人の従業員を擁します。コーポレートバンキング・投資銀行業務、資産運用業務、ならびにリテール銀行業務という3つの主要分野を核に事業展開し、それぞれ業界のキープレーヤーとしての地位を占めています。ヨーロッパではフランス、イタリア、ベルギー、ルクセンブルクはリテール銀行業務の母国市場と位置づけられます。地中海沿岸諸国や東欧においても総合的なリテール業務を展開するとともに、米国西海岸においても強大な拠点網を有します。欧州で主導的地位を確立しているコーポレートバンキング・投資銀行業務ならびに資産運用業務は、北南米及びアジアにおいても着実に拡大を続けています。日本国内においても約700名のスペシャリストが、証券・投資銀行業務、法人向け銀行業務、資産運用業務、生命保険・損害保険業務等、各法人において多岐にわたる業務を展開しています。

BNPパリバ インベストメント・パートナーズ

BNPパリバ インベストメント・パートナーズはBNPパリバグループの資産運用部門として、世界の金融機関や個人投資家向けに様々な資産運用サービスを提供しています。700人を超える各資産クラス向けのサービスと商品に精通した運用担当者が、世界中の60の運用拠点によるネットワークを用いて、お客様とのパートナーシップを第一のコンセプトとした専門性の高いサービスを展開しています。

投資顧問会社のアルフレッド・バーグ（Alfred Berg Kapitalforvaltning AS）は、ノルウェー、スウェーデン、フィンランドの北欧3カ国に運用拠点を持ち、北欧関連資産の運用に強みを持つ運用会社です。1863年にスウェーデンにおいて設立され、150年以上にもわたる歴史を有しています。また2010年から、グローバルなネットワークを持つBNPパリバ インベストメント・パートナーズの子会社となっています。

（４）【分配方針】

毎決算時（毎年3月20日、6月20日、9月20日、12月20日。ただし休業日の場合は翌営業日。）に、原則として次の通り収益分配を行う方針です。

分配対象額の範囲は、元本超過額または経費控除後の利子等収益のいずれかが多い額とします。

収益分配額は、委託会社が基準価額水準、市況動向等を勘案して決定します。ただし、信託財産の状況によっては、分配を行わないこともあります。

留保益（収益分配に充てず投資信託財産に留保した収益）については、特に制限を設けず、元本部分と同一の運用を行います。

（５）【投資制限】

マザーファンド受益証券への投資制限（信託約款）

マザーファンド受益証券への投資割合には制限を設けません。

株式への投資制限（信託約款）

株式への実質投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の20%以下とします。

実質投資割合とは、信託財産に属する当該資産の時価総額とマザーファンドに属する当該資産のうち信託財産に属するとみなした額（信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める当該資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。以下同じ。）との合計額の信託財産の純資産総額に対する割合をいいます。（以下同じ。）

外資建資産への投資制限（信託約款）

外貨建資産への実質投資割合には制限を設けません。

新株引受権証券及び新株予約権証券への投資制限（信託約款）

新株引受権証券及び新株予約権証券への実質投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の20%以下とします。

同一銘柄の株式への投資制限（信託約款）

同一銘柄の株式への実質投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の10%以下とします。

同一銘柄の新株引受権証券及び新株予約権証券への投資制限（信託約款）

同一銘柄の新株引受権証券及び新株予約権証券への実質投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の10%以下とします。

同一銘柄の転換社債等への投資制限（信託約款）

同一銘柄の転換社債、及び新株予約権付社債のうち会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの（会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号及び第8号の定めがあ

る新株予約権付社債を含めます。)への実質投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の20%以下とします。

投資信託証券への投資制限（信託約款）

マザーファンド受益証券以外の投資信託証券（取引所金融商品市場（金融商品取引法第2条第17項に規定する取引所金融商品市場をいいます。）または外国市場に上場等され、かつ当該取引所において常時売却可能（市場急変等により一時的に流動性が低下している場合を除きます。）な投資信託証券を除きます。）への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。

投資する株式等の範囲（信託約款）

(a) 委託会社が投資することを指図する株式、新株引受権証券及び新株予約権証券は、金融商品取引所（金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所及び金融商品取引法第2条第8項第3号口に規定する外国金融商品市場をいいます。以下同じ。）に上場されている株式の発行会社の発行するもの、金融商品取引所に準ずる市場において取引されている株式の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式、新株引受権証券及び新株予約権証券については、この限りではありません。

(b) (a)の規定にかかわらず、上場予定または登録予定の株式、新株引受権証券及び新株予約権証券で目論見書等において上場または登録されることが確認できるものについては、委託会社が投資することを指図することができるものとします。

信用取引の指図範囲（信託約款）

(a) 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券を売付けることの指図をすることができます。なお、当該売付けの決済については、株券の引渡しまたは買戻しにより行うことの指図をすることができるものとします。

(b) (a)の信用取引の指図は、当該売付けに係る建玉の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する当該売付けに係る建玉の時価総額うち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の範囲内とします。

(c) 信託財産の一部解約等の事由により(b)の売付けに係る建玉の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する売付けの一部を決済するための指図をするものとします。

先物取引等の運用指図・目的（信託約款）

(a) 委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、及び、価格変動リスクを回避するため、わが国の金融商品取引所等における有価証券先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。）、有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものをいいます。）及び有価証券オプション取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるものをいいます。）ならびに外国における店頭市場または外国の金融商品取引所等におけるこれらの取引と類似の取引の指図をすることができます。なお、選択権取引は、オプション取引に含めるものとします（以下同じ。）。

(b) 委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、及び、為替変動リスクを回避するため、わが国の金融商品取引所における通貨に係る先物取引ならびに外国の金融商品取引所における通貨に係る先物取引及びオプション取引を行うことの指図をすることができます。

(c) 委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、及び、価格変動リスクを回避するため、わが国の金融商品取引所等における金利にかかる先物取引及びオプション取引ならびに外国の金融商品取引所等におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。

スワップ取引の運用指図・目的（信託約款）

(a) 委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスク及び為替変動リスクを回避するため、異なった通貨、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）を行うことの指図をすることができます。

(b) スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として信託約款に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。

(c) スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。

(d) 委託会社は、スワップ取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めるときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

金利先渡取引及び為替先渡取引の運用指図・目的（信託約款）

- (a) 委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに、価格変動リスク及び為替変動リスクを回避するため、金利先渡取引及び為替先渡取引を行うことの指図をすることができます。
- (b) 金利先渡取引及び為替先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則として信託約款に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
- (c) 金利先渡取引及び為替先渡取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。
- (d) 委託会社は、金利先渡取引及び為替先渡取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めるときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。
- (e) において「金利先渡取引」は、当事者間において、あらかじめ将来の特定の日（以下「決済日」といいます。）における決済日から一定の期間を経過した日（以下「満期日」といいます。）までの期間に係る国内または海外において代表的利率として公表される預金契約または金銭の貸借契約に基づく債権の利率（以下「指標利率」といいます。）の数値を取り決め、その取り決めに係る数値と決済日における当該指標利率の現実の数値との差にあらかじめ元本として定めた金額及び当事者間で約定した日数を基準とした数値を乗じた額を決済日における当該指標利率の現実の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭の授受を約する取引をいいます。
- (f) において「為替先渡取引」は、当事者間において、あらかじめ決済日から満期日までの期間に係る為替スワップ取引（同一の相手方との間で直物外国為替取引及び当該直物外国為替取引と反対売買の関係に立つ先物外国為替取引を同時に約定する取引をいいます。以下(f)において同じ。）のスワップ幅（当該直物外国為替取引に係る外国為替相場と当該先物外国為替取引に係る外国為替相場との差を示す数値をいいます。以下(f)において同じ。）を取り決め、その取り決めに係るスワップ幅から決済日における当該為替スワップ取引の現実のスワップ幅を差し引いた値にあらかじめ元本として定めた金額を乗じた額を決済日における指標利率の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭またはその取り決めに係るスワップ幅から決済日における当該為替スワップ取引の現実のスワップ幅を差し引いた値にあらかじめ元本として定めた金額を乗じた金額とあらかじめ元本として定めた金額について決済日を受渡日として行なった先物外国為替取引を決済日における直物外国為替取引で反対売買したときの差金に係る決済日から満期日までの利息とを合算した額を決済日における指標利率の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭の授受を約する取引をいいます。

有価証券の貸付けの指図及び範囲（信託約款）

- (a) 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式及び公社債につき次の範囲内で貸付けの指図をすることができます。
1. 株式の貸付けは、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、信託財産で保有する株式の時価合計額を超えないものとします。
 2. 公社債の貸付けは、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額を超えないものとします。
- (b) (a)に定める限度額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。
- (c) 委託会社は、有価証券の貸付けにあたって必要と認めるときは、担保の受入れの指図を行うものとします。

有価証券の借入れの指図及び範囲（信託約款）

- (a) 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、有価証券の借入れの指図をすることができます。なお、当該有価証券の借入れを行うにあたり担保の提供が必要と認めるときは、担保の提供の指図を行うものとします。
- (b) (a)の指図は、当該借入れに係る有価証券の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。
- (c) 信託財産の一部解約等の事由により、(b)の借入れに係る有価証券の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する借入れた有価証券の一部を返還するための指図をするものとします。
- (d) (a)の借入れに係る品借料は信託財産中から支弁します。

特別な場合の外貨建有価証券への投資制限（信託約款）

外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。

外国為替予約取引の指図及び範囲（信託約款）

- (a) 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、及び、為替変動リスクを回避するため、外国為替の売買の予約取引の指図をすることができます。

- (b)(a)の予約取引の指図は、信託財産に係る外国為替の買予約の合計額と売予約の合計額との差額につき円換算した額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。ただし、信託財産に属する外貨建資産（マザーファンドの信託財産に属する外貨建資産の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額を含みます。）の為替変動リスクを回避するための当該予約取引の指図については、この限りではありません。
- (c)(b)の限度額を超えることとなった場合には、委託会社は所定の期間内にその超える額に相当する為替予約の一部を解消するための外国為替の売買の予約取引の指図をするものとします。

資金の借入れ（信託約款）

- (a)委託会社は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性に資するため、一部解約に伴う支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。）を目的として、資金借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。
- (b)一部解約に伴う支払資金の手当てに係る借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金または解約代金ならびに償還金の合計額を限度とします。ただし、資金の借入額は、借入指図を行う日における信託財産の純資産総額の10%を超えないこととします。
- (c)借入金の利息は信託財産中より支弁します。

デリバティブ取引に係る投資制限（金融商品取引業等に関する内閣府令第130条第1項第8号）

委託会社は、運用財産に関し、金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標に係る変動その他の理由により発生し得る危険に対応する額としてあらかじめ金融商品取引業者等が定めた合理的な方法により算出した額が当該運用財産の純資産額を超えることとなる場合において、デリバティブ取引（新株予約権証券またはオプションを表示する証券もしくは証書に係る取引及び選択権付債券売買を含みます。）を行い、または継続することを内容とした運用を行うことをしないものとします。

同一法人の発行する株式への投資制限（投資信託及び投資法人に関する法律第9条）

委託会社は、同一の法人の発行する株式を、その運用の指図を行うすべての委託者指図型投資信託につき、信託財産として有する当該株式にかかる議決権（株主総会において決議をすることができる事項の全部につき議決権を行使することができない株式についての議決権を除き、会社法（平成17年法律第86号）第879条第3項の規定により議決権を有するものとみなされる株式についての議決権を含みます。）の総数が当該株式にかかる議決権の総数に100分の50の率を乗じて得た数を超えることとなる場合においては、信託財産をもって取得することを受託会社に指図しないものとします。

3【投資リスク】

a. ファンドのリスク特性

各ファンドは、主に外国の債券など値動きのある有価証券に実質的に投資しますので、組み入れた有価証券の値動きや為替相場の変動などの影響により、基準価額は変動します。したがって、投資者のみなさまの投資元本は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。また、ファンドの運用による損益は全て投資者のみなさまに帰属します。なお、投資信託は預貯金と異なります。

(1) 基準価額の変動要因

価格変動リスク

各ファンドは、主に債券など値動きのある有価証券に実質的に投資します。債券の価格は政治・経済情勢、発行体の業績、市場の需給関係等を反映して変動します。各ファンドが実質的に組み入れている債券の価格が下落した場合、各ファンドの基準価額が下落する要因となります。

信用リスク

債券の価格は、発行体の経営や財務状況の変動、当該証券に付与された信用格付けの変更や債務不履行の発生等により、変動する場合があります。また、各ファンドが実質的に投資を行うハイイールド債券は、投資適格の債券と比較して、発行体の業績や財務内容等の悪化により価格が大きく下落する場合があります。また発行体が債務不履行に陥る可能性が高いと考えられます。各ファンドが実質的に投資を行うハイイールド債券の発行体がこのような状況に陥った場合には、各ファンドの基準価額が大きく下落する場合があります。

カウンターパーティーリスク

各ファンドにて実質的に行う有価証券取引や為替・フォワード取引等において、取引の相手方の倒産、経営・財務状況の悪化等によって、決められた条件での取引が行われない可能性があります。その場合、各ファンドの基準価額が下落する場合があります。

為替変動リスク

各ファンドは、外貨建資産に実質的に投資しますので為替変動リスクを伴います。為替ヘッジを行わないファンドについては、為替変動の影響を直接的に受け、円高局面では基準価額が下落する要因となります。また、為替ヘッジを行うファンドにおいても、為替変動リスクを完全に排除できるものではなく、円に対する外貨の価値の変動の影響を受ける可能性があります。

流動性リスク

各ファンドおよび各ファンドが投資を行うマザーファンドでは、有価証券等を売却あるいは取得しようとする際に、市場に十分な流動性がない場合や取引規制等により、取引の実行が速やかにできない可能性や、取引の実行が延期もしくは中止される可能性があります。また、取引の流動性が低い場合は、有価証券等の売却価格や評価価格が著しく低くなり、各ファンドの基準価額が下落する可能性があります。

カントリーリスク

各ファンドは、外国の有価証券に実質的に投資しますが、その国の政治・経済および社会情勢等の変化により、金融・証券市場が混乱した場合に、各ファンドの基準価額に変動をもたらす可能性があります。

集中投資リスク

各ファンドにおいて、有価証券等の実質的な組入れの分散が限定的となる場合があります。少数の発行体や発行体の業種に集中した投資が行われる場合があります。その場合、より分散された有価証券等の組み入れが行われるファンドと比較して、政治・経済および社会情勢の変化、発行体の事業内容の変化に対し、各ファンドはより大きな影響を受ける場合があります。その結果として、各ファンドの基準価額が大きく下落する場合があります。

一部解約による資金流出に伴うリスク

ファンドの一部解約による資金の流出に伴い、基準価額に影響を受ける可能性があります。大量の一部解約が行われた場合、債券の売買手数料や市況もしくは取引量の影響等による市場実勢から乖離した価格での債券の売却を行う必要が生じると、各ファンドの基準価額はその影響を受けます。

権利行使の制限

金融商品取引所における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止、その他やむを得ない事情があるときは、解約の受付が取消しまたは中止されることがあります。

（注）基準価額の変動要因は上記に限定されるものではありません。

（2）その他のリスク及び留意点

- 各ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定（いわゆるクーリング・オフ）の適用はありません。
- 資金、市況動向等によっては、また、不慮の出来事等が起きた場合には、投資方針に沿った運用ができない場合があります。
- 各ファンドの総受益権口数が10億口を下回った場合等には、信託を終了させることがあります。
- 各ファンドの運用に関連する国または地域の法令、税制及び会計基準等は今後変更される可能性があります。その場合、各ファンドは重大な不利益を被る可能性があります。
- 投資対象とする社債等における実質的な投資対象国・地域の資本規制、税制、為替制度等の変更による直接的あるいは間接的な影響から、取引対象通貨の為替ヘッジ取引等（NDFや為替先物取引等を含む）の為替レートの価格形成が大きく歪んだり、流動性の確保に困難が生じたり、取引コストが増大する等の可能性があります。それにより、主要投資対象の社債等において不利な価格での取引を強いられる場合や為替ヘッジ取引等が適切に実行できなくなる場合があります。
- 金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止、その他の不測の事態（実質的な投資対象国における経済事情の急変、政変、あるいは災害等の非常事態による、市場の閉鎖や極端な市場の流動性の減少等）に陥る場合があります。各ファンドの基準価額が下落する可能性があります。また、それらの事態が発生した場合、委託会社の判断でファンドの購入・換金の受付を中止すること、及び既に受付けた購入・換金の受付を取り消す場合があります。

（3）収益分配金に関する留意事項

- 分配金は、預貯金の利息とは異なり、投資信託の純資産から支払われますので、分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。
- 分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。

（4）投資信託に関する一般的なリスク

- ・法令や税制が変更される場合に、投資信託を保有する受益者が重大な不利益を被る可能性があります。
- ・短期間に相当金額の換金申込みがあった場合には、換金資金を手当てするために組入有価証券を市場実勢より大幅に安い価格で売却せざるを得ないことがあります。この場合、基準価額が下落する要因となり、損失を被ることがあります。
- ・証券市場は、世界的な経済事情の急変またはその国における天災地変、政変、経済事情の変化もしくは政策の変更等の諸事情により閉鎖されることがあります。これにより各ファンドの運用が影響を被って基準価額の下落につながり、その結果、投資元本を下回る可能性があります。

(5) 以下の記載事項は、投資信託についての留意事項です。

- ・投資信託は預金または金融債ではありません。
- ・投資信託は保険契約ではありません。
- ・投資信託は預金保険機構または保険契約者保護機構の保護の対象とはなりません。
- ・投資信託は元本及び利息を保証する商品ではありません。
- ・投資信託の設定・運用は投資信託委託会社が行います。（販売会社は販売の窓口となります。）
- ・投資した資産の価値の減少を含むリスクは、投資信託をご購入のお客様が負うことになります。
- ・証券会社（第一種金融商品取引業者）を通して購入されていない投資信託は、日本投資者保護基金の補償対象とはなりません。

b. リスクの管理体制

委託会社では、マザーファンドおよび各ファンドが適切に運用されているかどうかを運用部門およびプロダクト部門においてモニタリングを行います。運用部門におけるリスク管理に加えて、インベストメント・リスク管理部が、ポートフォリオの市場リスク、信用リスクなどのインベストメント・リスクを管理します。インベストメント・リスク管理部は、運用部門からは完全に独立した組織として、グループ内において、コンプライアンス・パーマネントコントロールおよびリスク統括部門に属しております。インベストメント・リスク管理部は、市場リスク、流動性リスク、信用リスク、カウンターパーティーリスク、モデルリスクなどのインベストメント・リスクの管理と、インベストメント・コンプライアンスに関する業務をカバーしています。業務部門は日々のトレード、約定、決済など、事務面での監視を実施します。また、法務・コンプライアンス部門においては法令・諸規則、信託約款などの遵守についてのモニタリングを実施します。更に、パフォーマンス評価および投資運用委員会、内部管理委員会により定期的にチェックを行い、投資リスクの管理体制を強化しています。また、投資顧問会社においてもマザーファンドのポートフォリオのリスク管理が行われます。

パフォーマンス評価及び投資運用委員会

構成メンバー	CEO、運用各部門の代表者、業務部門の代表者、インベストメント・リスク管理部門の代表者、マーケティング部門の各代表者、監査役
所管業務	運用ファンドに対する運用成績の評価と問題点の把握、市場リスク、信用リスク、流動性リスクの検証
権限 / 責任範囲	運用成績改善要請、所管部門に対する問題点の是正勧告

内部管理委員会

構成メンバー	法務・コンプライアンス部門の代表者、CEO、COO、インベストメント・リスク管理部門の代表者、運用部門の代表者、業務部門の代表者、内部監査部門の代表者、監査役
所管業務	業務手続、コンプライアンス・システム及び内部管理の実行・改善
権限 / 責任範囲	上記所管業務に関する問題点の討議及び所管部門に対する調整

上記の内容は有価証券届出書提出日現在であり、委託会社の組織変更等により今後変更される場合があります。

4 【手数料等及び税金】

(1) 【申込手数料】

2.1%（税抜 2.0%）を上限として販売会社が定める手数料率を、申込価額（発行価格）に乗じて得た額とします。

詳細につきましては、販売会社にお問合わせください。

当該申込手数料にかかる消費税及び地方消費税に相当する金額（以下「消費税等相当額」といいます。）（5%）が含まれています。

（2）【換金（解約）手数料】

換金（解約）に際し、手数料はかかりません。

ただし、解約申込受付日の翌営業日の基準価額から信託財産留保額（当該基準価額に0.3%の率を乗じて得た額）が差引かれます。

信託財産留保額とは、信託期間の途中で解約される場合に、投資信託の運用の安定性を高めるのと同時に長期にお持ちになる受益者との公平性を確保するために信託財産中に留保されるものです。

（3）【信託報酬等】

信託報酬の総額は、約款に規定する計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に年率1.5225%（税抜1.45%）を乗じて得た額とします。その配分は以下の通りです。

消費税率が8%となった場合は、1.566%となります。また、下記の配分も相応分上がります。

信託報酬の総額		年率 1.5225%（税抜 1.45%）
配分	委託会社	年率 0.7875%（税抜 0.75%）
	販売会社	年率 0.6825%（税抜 0.65%）
	受託会社	年率 0.0525%（税抜 0.05%）

信託報酬は、原則として毎計算期末に当該末日の受益権口数に対応する金額を、ならびに一部解約または信託終了のときに当該一部解約または信託終了に係る受益権口数に対応する金額を、信託財産中から支弁するものとします。

信託報酬に係る消費税等相当額を、信託報酬支弁のときに信託財産中から支弁します。

委託会社の報酬には、投資顧問会社への投資顧問報酬が含まれます。なお、投資顧問報酬の額は、委託を受けた者と委託会社との間で別途合意されるところに従うものとします。

（4）【その他の手数料等】

売買・保管等に要する費用

当ファンドの組入有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料は、信託財産が負担します。この他に、売買委託手数料に対する消費税等相当額等に要する費用ならびに先物取引・オプション取引等に要する費用についても信託財産が負担します。

諸経費

信託財産に関する租税及びその他信託事務の処理に要する諸費用ならびに受託会社の立替えた立替金の利息（「諸経費」といいます。）は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

運営費用等

信託財産の財務諸表の監査に要する費用（消費税等相当額を含みます。）、受益権の管理事務に関連する費用、信託約款、目論見書及び運用報告書等の法定書面の作成、印刷及び配布にかかる費用ならびに受益者に対する公告費（以下「運営費用等」といいます。）は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁することができます。この場合、委託会社は、運営費用等の金額を合理的に見積り、実際の費用の範囲内で、固定率または固定金額にて信託財産から受領することもできます。かかる金額は、当ファンドの計算期間を通じて日々計上され、毎計算期末または信託終了時に、信託財産中から支弁し、委託会社に支払われます。

その他の手数料等は、定時または随時に見直されるものや運用資産の状況等により異なるものであるため、事前に料率・上限額等を表示することができません。

上記（1）から（4）までの手数料等の合計額については、ファンドを保有される期間等に応じて異なりますので、表示することができません。

（5）【課税上の取扱い】

当ファンドは、課税上は株式投資信託として取扱われます。

日本の居住者（法人を含みます。）である受益者に対する課税については、平成26年1月1日以降、以下のような取扱いとなります。詳しくは、販売会社にお問合わせください。

なお、今後、税法が改正された場合は、以下の内容が変更になることがあります。

個人の受益者に対する課税

収益分配金について

収益分配金に対する源泉徴収税率は原則、20%（所得税15%、地方税5%）となります。

ただし、平成49年12月31日までは、復興財源法に基づき所得税額に2.1%の税率を乗じた復興特別所得税が併せて徴収されます。各期間の税率は、以下の通りです。

平成26年1月1日から平成49年12月31日まで	平成50年1月1日以降
20.315%（所得税15.315%、地方税5%）	20%（所得税15%、地方税5%）

- * 当ファンドが支払う収益分配金は、全額課税対象です。
- * 源泉徴収により申告不要制度が適用されますが、確定申告を行い、総合課税または申告分離課税を選択することもできます。申告分離課税を選択した場合、上場株式等の譲渡損との損益通算を行うことができます。なお、総合課税、申告分離課税の選択については、その選択により所得金額及び税額が不利になる可能性もありますので、詳細につきましては税務専門家に確認して頂くことをお勧め致します。
- * 源泉徴収選択口座（特定口座）をご利用の場合、その口座内において配当等の額から上場株式等の譲渡損失の金額を控除した金額に対して所得税、地方税の額が計算されます（確定申告不要）。

一部解約金、償還金について

解約価額または償還価額から取得に要した金額（申込手数料及び申込手数料に係る消費税等相当額を含みます。）を控除した差益（譲渡益）に、20%（所得税15%、地方税5%）の申告分離課税が適用されます。

ただし、平成49年12月31日までは、復興財源法に基づき所得税額に2.1%の税率を乗じた復興特別所得税が併せて徴収されます。各期間の税率は、以下の通りです。

平成26年1月1日から平成49年12月31日まで	平成50年1月1日以降
20.315%（所得税15.315%、地方税5%）	20%（所得税15%、地方税5%）

- * 一部解約金及び償還金については、上場株式等の譲渡所得等の収入金額とみなされ、上場株式等の譲渡所得等の損失が生じた場合には、上場株式等に係る配当所得（申告分離課税を選択した収益分配金、配当金に限ります。）と損益通算を行うことができます。
- * 源泉徴収選択口座（特定口座）をご利用の場合、その口座内において配当等の額から上場株式等の譲渡損失の金額を控除した金額に対して所得税、地方税の額が計算されます（確定申告不要）。

法人の受益者に対する課税

収益分配金について

収益分配金に対する源泉徴収税率は、原則15%（所得税）となります。

ただし、平成49年12月31日までは、復興財源法に基づき所得税額に2.1%の税率を乗じた復興特別所得税が併せて徴収されます。各期間の税率は、以下の通りです。

平成26年1月1日から平成49年12月31日まで	平成50年1月1日以降
15.315%（所得税）	15%（所得税）

一部解約金、償還金について

解約価額または償還価額の元本超過額に対する源泉徴収税率は、原則15%（所得税）となります。

ただし、平成49年12月31日までは、復興財源法に基づき所得税額に2.1%の税率を乗じた復興特別所得税が併せて徴収されます。各期間の税率は、以下の通りです。

平成26年1月1日から平成49年12月31日まで	平成50年1月1日以降
15.315%（所得税）	15%（所得税）

- * 源泉徴収された所得税は、所有期間に応じて法人税額から控除される場合があります。

配当控除、益金不算入制度の適用はありません。

少額投資非課税制度の適用が可能です。

- ・少額投資非課税制度「愛称：NISA（ニーサ）」をご利用の場合

少額投資非課税制度「NISA（ニーサ）」は、平成26年1月1日以降の非課税制度です。NISAをご利用の場合、毎年、年間100万円の範囲で新たに購入した公募株式投資信託などから生じる配当所得及び譲渡所得が5年間非課税となります。ご利用になれるのは、満20歳以上の方で、販売会社で非課税口座を開設するなど、一定条件に該当する方が対象となります。詳しくは、販売会社にお問合わせください。

税金の取扱いの詳細につきましては、税務専門家に確認していただくことをお勧めいたします。

5【運用状況】

（1）【投資状況】

各ファンドは平成26年2月10日から運用を開始するため、該当事項はありません。

(2) 【投資資産】

【投資有価証券の主要銘柄】

【投資不動産物件】

【その他投資資産の主要なもの】

各ファンドは平成26年2月10日から運用を開始するため、該当事項はありません。

(3) 【運用実績】

【純資産の推移】

【分配の推移】

【収益率の推移】

各ファンドは平成26年2月10日から運用を開始するため、該当事項はありません。

(4) 【設定及び解約の実績】

各ファンドは平成26年2月10日から運用を開始するため、該当事項はありません。

<参考情報> 運用実績（有価証券届出書提出日現在）

基準価額・純資産の推移

該当事項はありません。

分配の推移

該当事項はありません。

主要な資産の状況

該当事項はありません。

年間収益率の推移

該当事項はありません。

各ファンドにはベンチマークはありません。

運用状況は、別途委託会社のホームページで開示する予定です。

第2【管理及び運営】

1【申込（販売）手続等】

申込期間は、平成26年1月14日から平成26年2月7日までとなります。申込期間終了後、お申込みの受付はいたしません。

お申込みに際しては、販売会社所定の方法にてお申込みください。

取得申込者は販売会社に、取得申込と同時にまたは予め当該取得申込者が受益権の振替を行うための振替機関等の口座を申し出るものとし、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録が行われます。なお、販売会社は、当該取得申込の代金の支払いと引き換えに、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録を行うことができます。

お申込単位は、1万口以上1口単位とします。詳細につきましては、販売会社にお問合わせください。

お申込価額は、1口当たり1円とします。

申込手数料率は、2.1%（税抜2.0%）を上限に販売会社が定めるものとします。詳細につきましては、販売会社にお問合わせください。

当該申込手数料にかかる消費税等相当額（5%）が含まれています。

2【換金（解約）手続等】

換金のお申込みは、ご購入いただいた販売会社で、所定の方法にてお申込みください。

換金の請求を行う受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求に係るこの信託契約の一部解約を委託会社が行うのと引き換えに、当該一部解約に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。換金の請求を受益者がするときは、振替受益権をもって行うものとします。

換金のお申込みは、原則として毎営業日の午後3時までに行為、かつ販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日の換金申込受付分として取扱います。午後3時を過ぎての換金のお申込みは翌営業日の取扱いとさせていただきます。なお、信託財産の資金管理を円滑に行うため、大口の換金請求には制限を設ける場合があります。また、ノルウェーの銀行休業日またはオスロ証券取引所の休業日・半休業日の場合には、換金のお申込みの受け付けは行いません。

換金単位は、1口以上1口単位とします。詳細につきましては、販売会社にお問合わせください。

解約価額は、換金申込受付日の翌営業日の基準価額から信託財産留保額（当該基準価額に0.3%の率を乗じて得た額）を控除した額とします。なお、解約価額についてのお問合わせは、販売会社または委託会社までご連絡ください。

《委託会社へのお問合わせ先》
BNPパリバ インベストメント・パートナーズ株式会社
電話番号：0120-996-222
受付時間：毎営業日 午前10時～午後5時
ホームページ：<http://www.bnpparibas-ip.jp/>

換金代金は、原則として換金申込受付日から起算して6営業日目以降に販売会社にてお支払いします。

委託会社は、金融商品取引所における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止、その他やむを得ない事情があるときは、換金請求の受け付けを中止することまたは既に受け付けた換金請求の受け付けを取り消すことができます。

の規定により換金請求の受け付けが中止された場合には、受益者は当該受付中止以前に行った当日の換金請求を撤回することができます。ただし、受益者がその換金請求を撤回しない場合には、当該受益権の解約価額は、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に換金請求を受け付けたものとして、の規定に準じて算定した価額とします。

3【資産管理等の概要】

(1)【資産の評価】

基準価額とは、純資産総額を計算日における受益権総口数で除した金額をいい、原則として毎営業日に計算されます。外貨建資産の円換算及び予約為替の評価については、原則として、わが国における計算日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算します。当ファンドでは便宜上1万口単位で示すことがあります。

当ファンドの主要投資対象であるマザーファンドの受益証券は、計算日の基準価額で評価されます。マザーファンドの主要投資対象である外国公社債の評価は、原則として計算日の前営業日付の金融商品取引業者・銀行等が提示する価額（売気配相場を除く）、価格情報会社の提供する価額のいずれかをを用いて評価しております。また、外国株式は、原則として基準価額計算日に知りうる直近の日における金融商品取引所の最終相場で評価しております。

基準価額は、販売会社または委託会社にお問合わせいただければ、いつでもお知らせいたします。

《委託会社へのお問合わせ先》
BNPパリバ インベストメント・パートナーズ株式会社
電話番号：0120-996-222
受付時間：毎営業日 午前10時～午後5時
ホームページ：<http://www.bnpparibas-ip.jp/>

(2)【保管】

当ファンドの受益権の帰属は、振替機関等の振替口座簿に記載または記録されることにより定まり、受益証券を発行しませんので、受益証券の保管に関する該当事項はありません。

(3)【信託期間】

平成26年2月10日から平成31年3月20日までとします。

ただし、受益権の口数が10億口を下回るようになった場合、またはこの信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、もしくはやむを得ない事情が発生したときは、信託約款の規定により、信託を終了する場合があります。

(4)【計算期間】

原則として、毎年3月21日から6月20日まで、6月21日から9月20日まで、9月21日から12月20日まで、及び12月21日から翌年3月20日までとします。なお、各計算期間終了日が休業日のとき、各計算期間終了日はその翌営業日とします。

ただし、第1期計算期間は平成26年2月10日から平成26年6月20日までとし、最終計算期間の終了日はファンドの信託期間終了日とします。

(5) 【その他】

信託契約の解約

- a. 以下の事由の場合には、当ファンドは、受託会社と合意のうえ、信託契約を解約（繰上償還）することがあります。この場合、委託会社はあらかじめ解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。
- ・受益権の口数が10億口を下回ることとなった場合。
 - ・受益者のため有利であると認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したとき。
- イ. 委託会社は、上記について、書面による決議（以下「書面決議」といいます。）を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに信託契約の解約の理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この信託契約に係る知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を發します。
- ロ. 書面決議において、受益者（委託会社及びこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託会社を除きます。以下ロにおいて同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。
- ハ. 書面決議は議決権を行使することができる受益者の半数以上であって、当該受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行います。
- ニ. イからハまでの規定は、委託会社が信託契約の解約について提案をした場合において、当該提案につき、この信託契約に係るすべての受益者が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。また、信託財産の状況に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、上記イからハまでの取扱いを行うことが困難な場合にも適用しません。
- b. 以下の事由の場合には、当ファンドは信託契約を解約（繰上償還）します。
- ・委託会社が監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたとき。
 - ・委託会社が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したとき。ただし、監督官庁がこの信託契約に関する委託会社の業務を他の投資信託委託会社に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、後述 b)に規定する書面決議が否決された場合を除き、当該投資信託委託会社と受託会社との間において存続します。
 - ・受託会社が、委託会社の承諾を受けてその任務を辞任した場合または裁判所が受託会社を解任した場合において委託会社が新受託会社を選任できないとき。

委託会社の事業の譲渡及び承継に伴う取扱い

- a. 委託会社は、事業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を譲渡することがあります。
- b. 委託会社は、分割により事業の全部または一部を承継させることがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を承継させることがあります。

信託約款の変更等

- a. 委託会社は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、この信託約款を変更することまたはこの信託と他の信託との併合（投資信託及び投資法人に関する法律第16条第2号に規定する「委託者指図型投資信託の併合」をいいます。以下同じ。）を行うことができるものとし、あらかじめ、変更または併合しようとする旨及びその内容を監督官庁に届け出ます。
- b. 委託会社は、上記aの事項（上記aの変更事項にあつては、その内容が重大なものに該当する場合に限ります。以下、併合と合わせて「重大な約款の変更等」といいます。）について、書面決議を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに重大な約款の変更等の内容及びその理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この信託約款に係る知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を發します。
- c. 書面決議において、受益者（委託会社及びこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託会社を除きます。以下cにおいて同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。

- d. 書面決議は議決権を行使することができる受益者の半数以上であって、当該受益者の議決権の3分の2以上にあたる多数をもって行います。
- e. 書面決議の効力は、この信託のすべての受益者に対してその効力を生じます。
- f. bからeまでは、委託会社が重大な約款の変更等について提案をした場合において、当該提案につき、この信託約款に係るすべての受益者が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。
- g. 上記aからfにかかわらず、この投資信託において併合の書面決議が可決された場合にあっても、当該併合に係る一又は複数の他の投資信託において当該併合の書面決議が否決された場合は、当該他の投資信託との併合を行うことはできません。

反対者の買取請求権

当ファンドの信託契約の解約または信託約款の重大な変更等を行う場合、書面決議において当該解約または重大な約款変更等に反対した受益者は、受託会社に対し、自己に帰属する受益権を、信託財産をもって買取るべき旨を請求することができます。

運用報告書の作成

委託会社は、法令の定めるところにより、毎年6月及び12月に到来する計算期間終了時及び償還時に運用報告書を作成し、知れている受益者に交付します。

関係法人との契約の更改に関する事項

a. 販売会社

「募集・販売の取り扱い等に関する契約書」（別の名称で同様の権利義務関係を規定する契約を含みます。）の有効期間は、契約締結日から1年とし、契約満了日1ヵ月前までに委託会社または販売会社からの意思表示がないときは、自動的に1年間更新され、自動延長後も同様に取扱います。

b. 投資顧問会社

投資顧問契約の有効期間は無期限であり、3ヵ月前の書面による通知を行うことにより終了されます。

公告

委託会社が受益者に対してする公告は、電子公告の方法により行い、次のアドレスに掲載します。

<http://www.bnpparibas-ip.jp/>

なお、電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合の公告は、日本経済新聞に掲載します。

4【受益者の権利等】

- (1) 当ファンドの信託契約締結当初の受益者は、委託会社の指定する受益権取得申込者とし、均等に分割された受益権は、その取得申込口数に応じて、取得申込者に帰属します。
- (2) 収益分配金に対する権利
当ファンドの収益分配金は、決算日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金にかかる決算日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。）に、原則として決算日から起算して5営業日までに支払いを開始します。
受益者は、支払開始日から5年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託会社から交付を受けた金銭は、委託会社に帰属します。
収益分配金の支払いは、販売会社の営業所等にて行うものとします。
- (3) 償還金に対する権利
当ファンドの償還金は、償還日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（償還日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。）に、原則として償還日から起算して5営業日までに支払いを開始します。
受益者が、信託終了による償還金については支払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託会社から交付を受けた金銭は、委託会社に帰属します。
償還金の支払いは、販売会社の営業所等にて行うものとします。
- (4) 受益権の換金（解約）請求権
受益者は、自己に帰属する受益権について、解約することができます。権利行使の方法等については、前述の「第2 管理及び運営 2 換金（解約）手続等」をご参照ください。
解約代金の支払いは、販売会社の営業所等にて行うものとします。

第3【ファンドの経理状況】

当ファンドの運用は、平成26年2月10日から開始する予定であり、当ファンドは有価証券届出書提出日現在、何ら資産を有していません。

当ファンドの会計監査は、あらた監査法人が行います。監査証明を受けた当ファンドの財務諸表は、計算期間毎に作成される有価証券報告書に記載されます。

1【財務諸表】

- (1)【貸借対照表】
- (2)【損益及び剰余金計算書】
- (3)【注記表】
- (4)【附属明細表】

当ファンドは平成26年2月10日から運用を開始するため、該当事項はありません。

2【ファンドの現況】

【純資産額計算書】

当ファンドは平成26年2月10日から運用を開始するため、該当事項はありません。

第4【内国投資信託受益証券事務の概要】

(1) 名義書換の手続き等

該当事項はありません。

当ファンドのすべての受益権は、振替受益権であり、委託会社は、この信託の受益権を取扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。

なお、受益者は、委託会社がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行わないものとします。

(2) 受益者等に対する特典

該当事項はありません。

(3) 譲渡制限の内容

譲渡制限はありません。

(4) 受益権の譲渡

受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとします。

上記の申請のある場合には、上記の振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少及び譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、上記の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行われるよう通知するものとします。

上記の振替について、委託会社は、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託会社が必要と認めるときまたはやむを得ない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

(5) 受益権の譲渡の対抗要件

受益権の譲渡は、振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託会社及び受託会社に対抗することができません。

(6) 質権口記載または記録の受益権の取扱いについて

振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受付、一部解約金及び償還金の支払い等については、約款の規定によるほか、民法その他の法令等にしたがって取扱われます。

第三部【委託会社等の情報】

第1【委託会社等の概況】

1【委託会社等の概況】

a. 資本金の額（有価証券届出書提出日現在）

資本金	1億円
発行株式総数	50,000株
発行済株式総数	19,000株

（最近5年間における資本金の額の増減）

平成21年6月30日に4億5,000万円の増資
平成22年2月5日に4億5,000万円の減資
平成25年3月18日に2億5,000万円の増資
平成25年3月21日に6億円の減資

b. 委託会社等の機構（有価証券届出書提出日現在）

(1) 3名以上の取締役が、株主総会において選任されます。取締役の選任は、発行済株式総数の3分の1以上に当たる株式を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもってこれを行い、累積投票によらないものとします。

取締役の任期は、就任後2年以内の最終の決算期に関する定時株主総会終結の時までとし、欠員の補充または増員により就任した取締役の任期は、他の取締役の残存任期と同一です。

取締役会は、取締役中より代表取締役1名以上を選任します。また、取締役の中から役付取締役を選任することができます。

取締役会は、代表取締役が招集し、議長となります。代表取締役に事故ある時、または代表取締役が取締役会を招集しようとしないうちもしくは議長となるうとしない時は、取締役会が予め定めた順序に従い、他の取締役がこれに代わります。取締役会の招集通知は、会日の1週間前にこれを発します。取締役および監査役全員の一致の同意がある時は、招集通知を省略し、または招集期間を短縮することができます。

取締役会は、法令または定款に定める事項の他、業務執行に関する重要事項を決定します。その決議は、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、その出席取締役の過半数をもって行います。

(2) 運用の意思決定プロセス

運用部門が独自に行う調査およびBNPパリバグループの資産運用部門が提供する内外の経済情勢および個別企業の分析情報に基づき、運用部門において投資環境（内外経済・産業動向・株式および債券市場・為替市場等）の分析を行います。

運用部門のファンド・マネジャーは、以上の分析結果をふまえ、各ファンドの運用の基本方針にしたがって具体的な投資方針を決定し、その投資方針に基づく具体的な運用戦略や投資計画を作成し実際の投資行動を行います。

運用を外部に委託するファンドにおいては、原則として、委託先が約款上の運用の基本方針にしたがって独自に運用戦略や投資計画を作成し運用の指図を行います。

運用内容やファンド・マネジャーの投資行動のチェックは、運用部門から独立した管理部門のスタッフがこれを担当し、運用部門へのフィードバックおよび担当取締役への報告を行うことにより、質の高い運用体制を維持できるように努めます。

2【事業の内容及び営業の概況】

委託会社は、投資信託及び投資法人に関する法律に定める投資信託委託会社として、証券投資信託の設定を行うとともに、金融商品取引法に定める金融商品取引業者としてその運用（投資運用業）を行っています。また金融商品取引法に定める投資助言・代理業務及び第二種金融商品取引業務を行っています。

委託会社が運用するファンドの本数及び純資産総額合計額は以下の通りです。（平成25年11月末現在）

種類	ファンド数（本）	純資産総額合計額(単位：億円)
追加型株式投資信託	45	1,835
追加型公社債投資信託	0	0
単位型株式投資信託	17	196

単位型公社債投資信託	14	348
合計	76	2,381

純資産総額合計額の金額については、億円未満の端数を切り捨てして記載しており、表中の個々の金額と合計欄の金額は一致しないことがあります。

3【委託会社等の経理状況】

1．当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号。以下「財務諸表等規則」という。）並びに同規則第2条の規定により、「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年内閣府令第52号）に基づいて作成しております。

財務諸表の金額については、千円未満を切り捨てて記載しております。

2．当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第15期事業年度（平成24年4月1日から平成25年3月31日まで）の財務諸表については、有限責任監査法人トーマツによる監査を受けております。

なお、当社の監査人は次の通り異動しております。

第14期事業年度 あらた監査法人

第15期事業年度 有限責任監査法人トーマツ

(1) 【貸借対照表】

期別		第14期 (平成24年3月31日現在)		第15期 (平成25年3月31日現在)	
資産の部					
科目	注記 番号	内訳	金額	内訳	金額
		千円	千円	千円	千円
流動資産					
預金	* 2		768,307		1,084,312
前払費用			12,385		18,974
未収委託者報酬			655,853		570,278
未収運用受託報酬			226,054		166,393
未収投資助言報酬			48,828		38,295
未収収益			917,654		308,170
未収入金			2,508		2,201
立替金			5,241		21,529
未収消費税等			239		2,538
1年以内回収予定差入保証金			-		223,121
流動資産計			2,637,075		2,435,815
固定資産					
有形固定資産			141,257		130,599
建物	* 1	139,112		129,234	
器具備品	* 1	2,144		1,365	
無形固定資産			150,229		46,277
ソフトウェア		2,086		2,705	
のれん		148,142		43,571	
投資その他の資産			246,756		22,775
長期差入保証金		240,756		16,775	
その他		6,000		6,000	
固定資産計			538,243		199,652
資産合計			3,175,319		2,635,467

期別		第14期 (平成24年3月31日現在)		第15期 (平成25年3月31日現在)	
負債の部					
科目	注記 番号	内訳	金額	内訳	金額
		千円	千円	千円	千円
流動負債					
預り金			149,373		109,344
未払金			689,874		721,691
未払手数料		405,835		385,865	
未払委託調査費		205,562		146,915	
その他未払金		78,477		188,911	
未払費用			428,653		341,986
未払法人税等			10,967		3,800
賞与引当金			71,596		34,179
役員賞与引当金			10,474		22,763
1年以内返済予定預り敷金			-		217,532
保証金					
流動負債計			1,360,940		1,451,298
固定負債					
繰延税金負債			18,451		16,646
退職給付引当金			395,793		318,280
役員退職慰労引当金			144,529		148,011
預り敷金保証金			217,532		-
資産除去債務			52,153		52,926
固定負債計			828,460		535,865
負債合計			2,189,400		1,987,164
純資産の部					
科目	注記 番号	内訳	金額	内訳	金額
		千円	千円	千円	千円
株主資本					
資本金			450,000		100,000
資本剰余金			1,915,644		1,385,918
資本準備金		7,777		257,777	
その他資本剰余金		1,907,867		1,128,140	
利益剰余金			1,379,726		837,614
利益準備金		75,500		-	
その他利益剰余金					
繰越利益剰余金		1,455,226		837,614	
株主資本合計			985,918		648,303
純資産合計			985,918		648,303
負債・純資産合計			3,175,319		2,635,467

(2) 【損益計算書】

期別	注記 番号	第14期 自平成23年4月1日 至平成24年3月31日		第15期 自平成24年4月1日 至平成25年3月31日	
		内訳	金額	内訳	金額
		千円	千円	千円	千円
営業収益					
委託者報酬			2,793,423		2,072,530
運用受託報酬			699,353		562,776
投資助言報酬			207,959		165,580
その他営業収益			1,449,701		980,569
営業収益計			5,150,437		3,781,457
営業費用					
支払手数料			1,445,192		1,088,005
広告宣伝費			20,624		8,938
調査費			617,991		490,950
調査研究費		77,156		64,091	
委託調査費		540,834		426,859	
委託計算費			212,834		179,782
営業雑経費			44,993		44,249
印刷費		39,336		38,362	
協会費		5,656		5,886	
営業費用計			2,341,635		1,811,927
一般管理費					
給料			1,417,023		1,305,048
役員報酬		74,558		95,198	
給料・手当		1,192,871		1,113,852	
賞与		149,592		95,997	
業務委託費			632,286		465,800
交際費			1,363		1,483
旅費交通費			47,975		34,076
事業税			17,590		-
租税公課			6,978		3,684
不動産賃借料			264,120		267,895
賞与引当金繰入額			71,595		24,417
役員賞与引当金繰入額			10,474		6,903
退職金			3,743		-
退職給付費用			82,846		98,950
役員退職慰労引当金繰入額			3,495		3,482
固定資産減価償却費			11,693		12,311
のれん償却費			104,571		104,571
諸経費			261,767		250,301
一般管理費計			2,937,526		2,578,927
営業利益又は営業損失()			128,724		609,397

期別		第14期 自平成23年4月1日 至平成24年3月31日		第15期 自平成24年4月1日 至平成25年3月31日			
		科目	注記 番号	内訳	金額	内訳	金額
			千円	千円	千円	千円	
営業外収益							
受取利息				8		2	
雑益				4,427		11,573	
営業外収益計				4,435		11,576	
営業外費用							
支払利息	* 1			608		-	
為替差損				68,898		51,697	
株式交付費				-		1,750	
雑損失				6,729		8,450	
営業外費用計				76,235		61,897	
経常利益又は経常損失（ ）				200,524		659,718	
特別損失							
割増退職金				56,146		175,900	
固定資産除却損				9,850		-	
特別損失計				65,997		175,900	
税引前当期純利益又は税引 前当期純損失（ ）				266,522		835,619	
法人税、住民税及び事業税 法人税等調整額			3,800 18,451		3,800 1,804		1,995
当期純利益又は当期純損失 （ ）				288,773		837,614	

（ 3 ） 【株主資本等変動計算書】

第14期

自 平成23年 4月 1日

至 平成24年 3月31日

（単位：千円）

株主資本		
資本金	当期首残高	450,000
	当期変動額	-
	当期末残高	450,000
資本剰余金		
資本準備金	当期首残高	7,777
	当期変動額	-
	当期末残高	7,777
その他資本剰余金	当期首残高	1,907,867
	当期変動額	-
	当期末残高	1,907,867
資本剰余金合計	当期首残高	1,915,644
	当期変動額	-
	当期末残高	1,915,644
利益剰余金		
利益準備金	当期首残高	75,500
	当期変動額	-
	当期末残高	75,500
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金	当期首残高	1,166,452
	当期変動額	当期純損失 288,773
		当期変動額合計 288,773
	当期末残高	1,455,226
利益剰余金合計	当期首残高	1,090,952
	当期変動額	288,773
	当期末残高	1,379,726
株主資本合計	当期首残高	1,274,691
	当期変動額	288,773
	当期末残高	985,918
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	当期首残高	0
	当期変動額	0
	当期末残高	-
純資産合計	当期首残高	1,274,691
	当期変動額	288,773
	当期末残高	985,918

第15期

自 平成24年 4月 1日

至 平成25年 3月31日

(単位：千円)

株主資本			
資本金	当期首残高		450,000
	当期変動額	新株の発行	250,000
		減資	600,000
		当期変動額合計	350,000
	当期末残高		100,000
資本剰余金			
資本準備金	当期首残高		7,777
	当期変動額	新株の発行	250,000
		当期変動額合計	250,000
	当期末残高		257,777
その他資本剰余金	当期首残高		1,907,867
	当期変動額	減資	600,000
		欠損填補	1,379,726
		当期変動額合計	779,726
	当期末残高		1,128,140
資本剰余金合計	当期首残高		1,915,644
	当期変動額	新株の発行	250,000
		減資	600,000
		欠損填補	1,379,726
		当期変動額合計	529,726
	当期末残高		1,385,918
利益剰余金			
利益準備金	当期首残高		75,500
	当期変動額	利益準備金の取崩	75,500
		当期変動額合計	75,500
	当期末残高		-
その他利益剰余金			
繰越利益剰余金	当期首残高		1,455,226
	当期変動額	利益準備金の取崩	75,500
		欠損填補	1,379,726
		当期純損失	837,614
		当期変動額合計	617,611
	当期末残高		837,614
利益剰余金合計	当期首残高		1,379,726
	当期変動額	欠損填補	1,379,726
		当期純損失	837,614
		当期変動額合計	542,111
	当期末残高		837,614
株主資本合計	当期首残高		985,918
	当期変動額	新株の発行	500,000
		当期純損失	837,614
		当期変動額合計	337,614
	当期末残高		648,303
純資産合計			
純資産合計	当期首残高		985,918
	当期変動額	新株の発行	500,000
		当期純損失	837,614
		当期変動額合計	337,614
	当期末残高		648,303

重要な会計方針

1．有価証券の評価基準及び評価方法	<p>その他有価証券 時価のないもの 移動平均法による原価法を採用しております。</p>
2．固定資産の減価償却の方法	<p>(1) 有形固定資産 定額法により償却しております。 なお、耐用年数は、建物については主として6年～18年、器具備品については主として3年～17年であります。</p> <p>(2) 無形固定資産 定額法により償却しております。 なお、ソフトウェア（自社利用）については、社内における見込み利用可能期間（5年）としております。 また、のれんについては5年間の期間均等償却にしております。</p>
3．繰延資産の処理方法	<p>株式交付費 支払時に費用処理しております。</p>
4．引当金の計上基準	<p>(1) 貸倒引当金 債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率等を、貸倒懸念債権等の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。</p> <p>(2) 賞与引当金 従業員への賞与支給に備えるため、支給見込み額のうち当事業年度に負担すべき額を計上しております。</p> <p>(3) 役員賞与引当金 役員への賞与支給に備えるため、支給見込み額のうち当事業年度に負担すべき額を計上しております。</p> <p>(4) 退職給付引当金 従業員への退職金の支出に備えて、当社退職金規定に基づく自己都合退職金の当事業年度末要支給額を計上しております。</p> <p>(5) 役員退職慰労引当金 役員への退職慰労金の支出に備えて、内規に基づく当事業年度末要支給額を計上しております。</p>
5．外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算基準	<p>外貨建金銭債権債務は、事業年度末の直物為替相場により円換算し、換算差額は損益として処理しております。</p>
6．その他財務諸表作成のための重要な事項	<p>消費税等の会計処理 消費税等の会計処理は、税抜方式によっております。</p>

注記事項

（貸借対照表関係）

第14期 （平成24年3月31日現在）		第15期 （平成25年3月31日現在）	
* 1	有形固定資産の減価償却累計額は次の通りです。	* 1	有形固定資産の減価償却累計額は次の通りです。
	建物 10,046千円		建物 19,926千円
	器具備品 6,476千円		器具備品 7,256千円
* 2	関係会社項目	* 2	関係会社項目
	預金 758,379千円		預金 1,006,192千円

（損益計算書関係）

第14期 自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日		第15期 自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日	
* 1	関係会社取引項目		
	支払利息 162千円	-	

（株主資本等変動計算書関係）

第14期 自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日				
1. 発行済株式に関する事項				
株式の種類	当事業年度期首 株式数（株）	当事業年度 増加株式数（株）	当事業年度 減少株式数（株）	当事業年度末 株式数（株）
普通株式	9,000	-	-	9,000
2. 配当に関する事項 該当事項はありません。				

第15期 自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日				
1. 発行済株式に関する事項				
株式の種類	当事業年度期首 株式数（株）	当事業年度 増加株式数（株）	当事業年度 減少株式数（株）	当事業年度末 株式数（株）
普通株式	9,000	10,000	-	19,000
*1 普通株式の発行済株式の増加 10,000株は、平成25年3月18日付のBNPパリバ インベストメント・パートナーズ SAを割当先とするものであります。				
2. 配当に関する事項 該当事項はありません。				

（リース取引関係）

第14期 自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日	第15期 自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日
(1) ファイナンス・リース取引は重要性が低い ため、注記を省略しております。	(1) ファイナンス・リース取引は重要性が低い ため、注記を省略しております。
(2) オペレーティング・リース取引は次の通り であります。	(2) オペレーティング・リース取引は次の通り であります。
オペレーティング・リース取引のうち解約不能 のものにかかる未経過リース料	オペレーティング・リース取引のうち解約不能 のものにかかる未経過リース料
(借主側)	(借主側)
1年内 207,337千円	1年内 117,302千円
1年超 115,006千円	1年超 8,612千円
合 計 322,343千円	合 計 125,915千円
(貸主側)	(貸主側)
1年内 96,797千円	1年内 48,398千円
1年超 48,398千円	1年超 - 千円
合 計 145,196千円	合 計 48,398千円

（金融商品関係）

1. 金融商品の状況に関する事項

第14期

自 平成23年4月1日

至 平成24年3月31日

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は主として、投資信託委託業者としての業務、投資一任業務及び投資助言・代理業を行っており、未収委託者報酬、未収運用受託報酬、未収投資助言報酬、未払手数料及び未払委託調査費はこれらの業務にかかる債権債務であります。

当社は事業資金を自己資金により賄っており、一時的な余裕資金は安全性の高い金融商品で運用しております。

デリバティブは利用しておりません。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

預金は大部分が親会社に対するものであり、すべて高格付けの金融機関に対する短期の預金であることから、リスクは僅少であります。未収委託者報酬は、信託財産の分別管理により担保されており、リスクは認められません。

未収運用受託報酬、未収投資助言報酬は信用リスクに晒されております。

未収収益は兼業取引にかかるものであり、信用リスクに晒されております。長期差入保証金、預り敷金保証金は賃貸建物の敷金であり、信用リスクに晒されております。未払手数料及び未払委託調査費は、当社が受取った報酬の内から支払われるものであり、リスクは認められません。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

信用リスク

営業債権の信用リスクは、クライアント・アクセプタンス・コミッティーによる審査と営業部によるモニタリングにより管理しております。長期差入保証金は信用リスクに晒されておりますが、経理・総務部が相手先の財務状況を定期的にモニタリングしております。

市場リスク（為替や金利等の変動リスク）

当社の保有する営業債権・債務は短期金融商品に限定されているため、これらに関する市場リスクは非常に低いものと考えております。

流動性リスク

当社は余剰資金を預金のみで運用しております。随時資金繰表を更新し、運転資金の状況を把握することにより流動性リスクを管理しております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

第14期
(平成24年3月31日現在)

平成24年3月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

(単位：千円)

科目	貸借対照表 計上額	時価	差額
預金	768,307	768,307	-
未収委託者報酬	655,853	655,853	-
未収運用受託報酬	226,054	226,054	-
未収投資助言報酬	48,828	48,828	-
未収収益	917,654	917,654	-
未収入金	2,508	2,508	-
長期差入保証金	240,756	238,574	2,182
資産計	2,859,964	2,857,781	2,182
未払手数料	405,835	405,835	-
未払委託調査費	205,562	205,562	-
その他未払金	78,477	78,477	-
未払費用	428,653	428,653	-
預り敷金保証金	217,532	216,297	1,235
負債計	1,336,061	1,334,826	1,235

(注1) 金融商品の時価の算定方法および有価証券に関する事項

(1) 預金

預金はすべて短期であり、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(2) 未収委託者報酬、未収運用受託報酬、未収投資助言報酬、未収収益

これらの営業債権はすべて短期であり、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(3) 未収入金

これらの債権はすべて短期であり、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(4) 長期差入保証金、預り敷金保証金

長期差入保証金及び預り敷金保証金の時価は、その将来キャッシュフローを適切な利率で割り引いた現在価値により算定しています。

(5) 未払手数料、未払委託調査費

これらの営業債務はすべて短期であり、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(6) その他未払金、未払費用

これらの債務はすべて短期であり、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(注2) 金銭債権の償還予定額

(単位：千円)

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
預金	768,307	-	-	-
未収委託者報酬	655,853	-	-	-
未収運用受託報酬	226,054	-	-	-
未収投資助言報酬	48,828	-	-	-
未収収益	917,654	-	-	-
未収入金	2,508	-	-	-
長期差入保証金	-	240,756	-	-

1. 金融商品の状況に関する事項

第15期

自 平成24年4月1日

至 平成25年3月31日

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は主として、投資信託委託業者としての業務、投資一任業務及び投資助言・代理業を行っており、未収委託者報酬、未収運用受託報酬、未収投資助言報酬、未払手数料及び未払委託調査費はこれらの業務にかかる債権債務であります。

当社は事業資金を自己資金により賄っており、一時的な余裕資金は安全性の高い金融商品で運用しております。

デリバティブは利用しておりません。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

預金は大部分が親会社に対するものであり、すべて高格付けの金融機関に対する短期の預金であることから、リスクは僅少であります。未収委託者報酬は、信託財産の分別管理により担保されており、リスクは認められません。

未収運用受託報酬、未収投資助言報酬は信用リスクに晒されております。

未収収益は兼業取引にかかるものであり、信用リスクに晒されております。1年以内回収予定差入保証金、1年以内返済予定預り敷金保証金は賃貸建物の敷金であり、信用リスクに晒されております。未払手数料及び未払委託調査費は、当社が受取った報酬の内から支払われるものであり、リスクは認められません。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

信用リスク

営業債権の信用リスクは、クライアント・アクセプタンス・コミッティーによる審査と営業部によるモニタリングにより管理しております。1年以内返済予定預り敷金保証金は信用リスクに晒されておりますが、経理部が相手先の財務状況を定期的にモニタリングしております。

市場リスク（為替や金利等の変動リスク）

当社の保有する営業債権・債務は短期金融商品に限定されているため、これらに関する市場リスクは非常に低いものと考えております。

流動性リスク

当社は余剰資金を預金のみで運用しております。随時資金繰表を更新し、運転資金の状況を把握することにより流動性リスクを管理しております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

第15期
(平成25年3月31日現在)

平成25年3月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

(単位：千円)

科目	貸借対照表 計上額	時価	差額
預金	1,084,312	1,084,312	-
未収委託者報酬	570,278	570,278	-
未収運用受託報酬	166,393	166,393	-
未収投資助言報酬	38,295	38,295	-
未収収益	308,170	308,170	-
1年以内回収予定差入保証金	223,121	223,121	-
資産計	2,390,571	2,390,571	-
未払手数料	385,865	385,865	-
未払委託調査費	146,915	146,915	-
その他未払金	188,911	188,911	-
未払費用	341,986	341,986	-
1年以内返済予定預り敷金保証金	217,532	217,532	-
負債計	1,281,210	1,281,210	-

(注1) 金融商品の時価の算定方法

(1) 預金

預金はすべて短期であり、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(2) 未収委託者報酬、未収運用受託報酬、未収投資助言報酬、未収収益

これらの営業債権はすべて短期であり、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(3) 1年以内回収予定差入保証金

これらの債権はすべて短期であり、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(4) 未払手数料、未払委託調査費

これらの営業債務はすべて短期であり、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(5) その他未払金、未払費用、1年以内返済予定預り敷金保証金

これらの債務はすべて短期であり、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(注2) 金銭債権の償還予定額

(単位：千円)

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
預金	1,084,312	-	-	-
未収委託者報酬	570,278	-	-	-
未収運用受託報酬	166,393	-	-	-
未収投資助言報酬	38,295	-	-	-
未収収益	308,170	-	-	-
1年以内回収予定差入保証金	223,121	-	-	-

（有価証券関係）

第14期 （平成24年3月31日現在）	第15期 （平成25年3月31日現在）
重要性が低いため記載を省略しております。	重要性が低いため記載を省略しております。

（デリバティブ取引関係）

第14期 自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日	第15期 自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日
該当事項はありません。	該当事項はありません。

（退職給付関係）

第14期 自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日	第15期 自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日												
<p>1．採用している退職給付制度の概要 当社は確定給付型の制度として、退職一時金制度、キャッシュバランスプランおよび確定拠出年金制度を採用しております。</p> <p>2．退職給付債務</p> <table> <tr> <td>(1) 退職給付債務</td> <td>395,793千円</td> </tr> <tr> <td>(2) 退職給付引当金</td> <td>395,793千円</td> </tr> </table> <p>3．退職給付費用</p> <table> <tr> <td>勤務費用</td> <td>82,846千円</td> </tr> </table>	(1) 退職給付債務	395,793千円	(2) 退職給付引当金	395,793千円	勤務費用	82,846千円	<p>1．採用している退職給付制度の概要 当社は確定給付型の制度として、退職一時金制度、キャッシュバランスプランおよび確定拠出年金制度を採用しております。</p> <p>2．退職給付債務</p> <table> <tr> <td>(1) 退職給付債務</td> <td>318,280千円</td> </tr> <tr> <td>(2) 退職給付引当金</td> <td>318,280千円</td> </tr> </table> <p>3．退職給付費用</p> <table> <tr> <td>勤務費用</td> <td>98,950千円</td> </tr> </table>	(1) 退職給付債務	318,280千円	(2) 退職給付引当金	318,280千円	勤務費用	98,950千円
(1) 退職給付債務	395,793千円												
(2) 退職給付引当金	395,793千円												
勤務費用	82,846千円												
(1) 退職給付債務	318,280千円												
(2) 退職給付引当金	318,280千円												
勤務費用	98,950千円												

（税効果会計関係）

第14期 自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日	第15期 自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日
1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳 (単位：千円)	1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳 (単位：千円)
繰延税金資産	繰延税金資産
退職給付引当金 141,061	退職給付引当金 114,740
役員退職慰労引当金 51,510	役員退職慰労引当金 53,358
賞与引当金 31,195	賞与引当金 13,115
未払費用 144,621	未払金 50,321
税務上の営業権計上額 242,598	未払費用 131,183
その他 35,395	その他 38,624
繰越欠損金 1,926,432	繰越欠損金 2,482,725
繰延税金資産小計 2,572,811	繰延税金資産小計 2,884,066
評価性引当額 2,572,811	評価性引当額 2,884,066
繰延税金資産合計 -	繰延税金資産合計 -
繰延税金負債	繰延税金負債
資産除去債務に対応する除 去費用 18,451	資産除去債務に対応する除 去費用 16,646
繰延税金資産(負債)の純額 18,451	繰延税金資産(負債)の純額 16,646
2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目の内訳 当事業年度は税引前当期純損失を計上しているため、差異の原因についての記載を省略しております。	2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目の内訳 当事業年度は税引前当期純損失を計上しているため、差異の原因についての記載を省略しております。

（資産除去債務関係）

第14期 自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日	第15期 自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日														
資産除去債務のうち貸借対照表に計上しているもの	資産除去債務のうち貸借対照表に計上しているもの														
<p>1. 当該資産除去債務の概要 当社事業所の定期建物賃貸借契約に伴う原状回復義務等であります。</p> <p>2. 当該資産除去債務の金額の算定方法 使用見込期間を15年(建物付属設備の減価償却期間)と見積もり、割引率は当該減価償却期間に見合う国債の流通利回り1.48%を使用して、資産除去債務の金額を計算しております。</p> <p>3. 当事業年度における当該資産除去債務の総額の増減</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 80%;">期首残高</td> <td style="text-align: right;">- 千円</td> </tr> <tr> <td>有形固定資産の取得に伴う増加額</td> <td style="text-align: right;">51,707千円</td> </tr> <tr> <td>時の経過による調整額</td> <td style="text-align: right;">445千円</td> </tr> <tr> <td>期末残高</td> <td style="text-align: right;"><u>52,153千円</u></td> </tr> </table>	期首残高	- 千円	有形固定資産の取得に伴う増加額	51,707千円	時の経過による調整額	445千円	期末残高	<u>52,153千円</u>	<p>1. 当該資産除去債務の概要 当社事業所の定期建物賃貸借契約に伴う原状回復義務等であります。</p> <p>2. 当該資産除去債務の金額の算定方法 使用見込期間を15年(建物付属設備の減価償却期間)と見積もり、割引率は当該減価償却期間に見合う国債の流通利回り1.48%を使用して、資産除去債務の金額を計算しております。</p> <p>3. 当事業年度における当該資産除去債務の総額の増減</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 80%;">期首残高</td> <td style="text-align: right;">52,153千円</td> </tr> <tr> <td>時の経過による調整額</td> <td style="text-align: right;">772千円</td> </tr> <tr> <td>期末残高</td> <td style="text-align: right;"><u>52,926千円</u></td> </tr> </table>	期首残高	52,153千円	時の経過による調整額	772千円	期末残高	<u>52,926千円</u>
期首残高	- 千円														
有形固定資産の取得に伴う増加額	51,707千円														
時の経過による調整額	445千円														
期末残高	<u>52,153千円</u>														
期首残高	52,153千円														
時の経過による調整額	772千円														
期末残高	<u>52,926千円</u>														

（セグメント情報等）

第14期					
自 平成23年4月1日					
至 平成24年3月31日					
（セグメント情報） 当社は、投信投資顧問業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。					
（関連情報）					
1．製品及びサービスごとの情報					（単位：千円）
	投資信託業	投資顧問業	その他	合計	
外部顧客への営業 収益	2,793,423	907,312	1,449,701	5,150,437	
2．地域ごとの情報					
(1) 営業収益					（単位：千円）
日本	ルクセンブルク	オランダ	フランス	その他	合計
3,492,320	610,816	430,628	268,276	348,395	5,150,437
（注）投資信託業の営業収益に関しては販売拠点、投資顧問業とその他の営業収益については契約先所在地を基に記載しております。					
(2) 有形固定資産					
本邦に所在している有形固定資産の合計が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、地域ごとの有形固定資産の記載を省略しております。					
3．主要な顧客ごとの情報					（単位：千円）
顧客の名称	営業収益		関連するセグメント名		
BNPパリバ・ ブラジル・ファンド（株式型）	677,917		なし		
BNPパリバ インベストメン ト・パートナーズ・ルクセンブル ク SA	610,479		なし		
（報告セグメントごとののれんの償却額および未償却残高に関する情報） 当社は、投信投資顧問業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。					

第15期				
自 平成24年4月1日				
至 平成25年3月31日				
(セグメント情報)				
当社は、投信投資顧問業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。				
(関連情報)				
1. 製品及びサービスごとの情報				(単位：千円)
	投資信託業	投資顧問業	その他	合計
外部顧客への営業 収益	2,072,530	728,356	980,569	3,781,457
2. 地域ごとの情報				
(1) 営業収益				(単位：千円)
日本	オランダ	ルクセンブルク	その他	合計
2,615,789	481,598	304,910	379,158	3,781,457
(注) 投資信託業の営業収益に関しては販売拠点、投資顧問業とその他の営業収益については契約先所在地を基に記載しております。				
(2) 有形固定資産				
本邦に所在している有形固定資産の合計が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、地域ごとの有形固定資産の記載を省略しております。				
3. 主要な顧客ごとの情報				(単位：千円)
顧客の名称	営業収益		関連するセグメント名	
BNPパリバ・ ブラジル・ファンド(株式型)	457,776		なし	
BNPパリバ インベストメン ト・パートナーズ・オランダ NV	481,598		なし	
(報告セグメントごとののれんの償却額および未償却残高に関する情報)				
当社は、投信投資顧問業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。				

（関連当事者関係）

第14期（自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日）

(1) 親会社及び法人主要株主等

種類	会社等の名称	所在地	資本金又は出資金	事業の内容	議決権等の被所有割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額（千円）	科目	期末残高（千円）
親会社	ビー・エヌ・ピー・パリバ	パリ、フランス共和国	2,415百万ユーロ	銀行業	直接0.0% 間接99.83%	当座預金及び定期預金契約の締結	資金の預入（注1） 資金の返済（注1）	- 300,000	預金	758,379

(2) 兄弟会社等

種類	会社等の名称	所在地	資本金又は出資金	事業の内容	議決権等の被所有割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額（千円）	科目	期末残高（千円）
親会社の子会社	BNPパリバインベストメント・パートナーズ・ルクセンブルクSA	ルクセンブルク、ルクセンブルク大公国	3百万ユーロ	資産運用業	無し	運用再委託契約の締結	運用受託報酬の受入 その他営業収益の受入 業務委託費の支払	21,320 589,158 757	未収運用受託報酬 未収収益 未払費用	27,448 614,677 35
親会社の子会社	BNPパリバインベストメント・パートナーズ・オランダNV	アムステルダム、オランダ共和国	1.45百万ユーロ	資産運用業	無し	運用再委託契約の締結	その他営業収益の受入	424,524	未収収益	212,761
親会社の子会社	BNPパリバアセットマネジメントブラジルLTDA	サンパウロ、ブラジル連邦共和国	15百万レアル	資産運用業	無し	運用再委託契約の締結	委託調査費の支払	221,070	未払委託調査費	75,265
親会社の子会社	BNPパリバアセットマネジメントSAS	パリ、フランス共和国	64百万ユーロ	資産運用業	無し	投資助言契約の締結 業務委託契約の締結	投資助言報酬の受入 業務委託費の支払	187,096 131,616	未収投資助言報酬 未払費用	43,169 34,257
親会社の子会社	BNPパリバインベストメント・パートナーズ・ベルギーSA	ブリュッセル、ベルギー王国	54百万ユーロ	資産運用業	無し	業務委託契約の締結	業務委託費の支払	308,485	未払費用	76,203
親会社の子会社	フォシェ・パートナーズ・マネジメントLTD	英国	20百万ポンド	資産運用業	無し	運用再委託契約の締結	その他営業収益の受入	184,182	未収収益	34,060

親会社の子会社	BNPパリバ証券株式会社	東京都千代田区	1,020億円	第一種金融取引業	無し	建物賃貸借契約の締結	敷金の受入 不動産賃貸料の支払	217,532 140,368	預り敷金保証金	217,532
---------	--------------	---------	---------	----------	----	------------	--------------------	--------------------	---------	---------

第15期（自平成24年4月1日至平成25年3月31日）

(1) 親会社及び法人主要株主等

種類	会社等の名称	所在地	資本金又は出資金	事業の内容	議決権等の被所有割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額（千円）	科目	期末残高（千円）
親会社	BNPパリバインベストメント・パートナーズ SA	パリ、フランス共和国	23百万ユーロ	持株会社	直接100%	増資の引受	増資（注2）	500,000	-	-

(2) 兄弟会社等

種類	会社等の名称	所在地	資本金又は出資金	事業の内容	議決権等の被所有割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額（千円）	科目	期末残高（千円）
親会社の子会社	BNPパリバインベストメント・パートナーズ・オランダ NV	アムステルダム、オランダ共和国	1.45百万ユーロ	資産運用業	無し	運用再委託契約の締結	その他営業収益の受入	481,598	未収収益	95,678
親会社の子会社	BNPパリバインベストメント・パートナーズ・ルクセンブルク SA	ルクセンブルク、ルクセンブルク大公国	3百万ユーロ	資産運用業	無し	運用再委託契約の締結	その他営業収益の受入	272,062	未収収益	145,719
親会社の子会社	BNPパリバアセットマネジメントブラジル LTDA	サンパウロ、ブラジル連邦共和国	15百万レアル	資産運用業	無し	運用再委託契約の締結	委託調査費の支払	138,444	未払委託調査費	49,638
親会社の子会社	BNPパリバアセットマネジメント SAS	パリ、フランス共和国	64百万ユーロ	資産運用業	無し	投資助言契約の締結 業務委託契約の締結	投資助言報酬の受入 業務委託費の支払 支払手数料の支払	161,461 114,267 38,746	未収投資助言報酬 未払費用 未払手数料	37,452 67,134 40,960
親会社の子会社	BNPパリバインベストメント・パートナーズ・ベルギー SA	ブリュッセル、ベルギー王国	54百万ユーロ	資産運用業	無し	業務委託契約の締結	業務委託費の支払	181,299	未払費用	104,482

親会社 の子会社	BNPパリバ 証券株式会社	東京都 千代田区	1,020 億円	第一種 金融取 引業	無し	建物賃貸借契 約の締結	敷金 の受入	-	1年以内 返済予定 預り敷 金保証金	217,532
-------------	------------------	-------------	-------------	------------------	----	----------------	-----------	---	-----------------------------	---------

取引条件及び取引条件の決定方針等

- (注1) 市場金利を勘案して利率を合理的に決定しております。
(注2) 当社の行った株主割当増資を1株当たり50,000円で引き受けたものであります。
(注3) 市場価格を勘案し一般的取引条件と同様に決定しております。
(注4) 取引金額及び期末残高には消費税等が含まれておりません。

2. 親会社に関する情報

(1) 親会社情報

BNPパリバ インベストメント・パートナーズ SA (非上場)
ビー・エヌ・ピー・パリバ (ユーロネクスト・パリに上場)

(1株当たり情報)

第14期 自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日		第15期 自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日	
・ 1株当たり純資産	109,546円	・ 1株当たり純資産	34,121円
・ 1株当たり当期純損失	32,085円	・ 1株当たり当期純損失	89,264円
1株当たり当期純損失の算定上の基礎		1株当たり当期純損失の算定上の基礎	
当期純損失	288,773千円	当期純損失	837,614千円
普通株主に帰属しない金額	-	普通株主に帰属しない金額	-
普通株式に係る当期純損失	288,773千円	普通株式に係る当期純損失	837,614千円
期中平均株式数・普通株式	9,000株	期中平均株式数・普通株式	9,383株
なお、潜在株式調整後1株当たり当期純損失金額については、希薄化効果を有している潜在株式を発行していないため記載しておりません。		なお、潜在株式調整後1株当たり当期純損失金額については、希薄化効果を有している潜在株式を発行していないため記載しておりません。	

4【利害関係人との取引制限】

委託会社は、「金融商品取引法」の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる行為が禁止されています。

自己又はその取締役若しくは執行役との間における取引を行うことを内容とした運用を行うこと（投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）。

運用財産相互間において取引を行うことを内容とした運用を行うこと（投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）。

通常の実行の条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託会社の親法人等（委託会社の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下において同じ。）又は子法人等（委託会社が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。）と有価証券の売買その他の取引又は金融デリバティブ取引を行うこと。

委託会社の親法人等又は子法人等の利益を図るため、その行う投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額若しくは市場の状況に照らして不必要な取引を行うことを内容とした運用を行うこと。

上記に掲げるもののほか、委託会社の親法人等又は子法人等が関与する行為であって、投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為。

5【その他】

（1）定款の変更

委託会社の定款の変更に関しては、株主総会の決議が必要です。

（2）訴訟事件その他の重要事項

該当事項はありません。

第2【その他の関係法人の概況】

1【名称、資本金の額及び事業の内容】

(1) 受託会社

名称：三菱UFJ信託銀行株式会社

資本金の額：324,279百万円（平成25年3月末現在）

事業の内容：銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律に基づき信託業務を営んでいます。

<再信託受託会社の概要>

・名称：日本マスタートラスト信託銀行株式会社

・資本金の額：10,000百万円（平成25年3月末現在）

・業務の概要：銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律に基づき信託業務を営んでいます。

(2) 販売会社

名称	資本金の額 (平成25年3月末現在)	事業の内容
みずほ証券株式会社	125,167百万円	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。

(3) 投資顧問会社

名称：アルフレッド・バーグ (Alfred Berg Kapitalforvaltning AS)

資本の額：7,387,500クローネ（平成25年11月末現在）

事業の内容：有価証券等に係る投資顧問業務を営んでいます。

2【関係業務の概要】

(1) 受託会社：ファンドの信託財産に属する有価証券の管理・計算事務等を行います。

(2) 販売会社：販売会社として、募集の取扱い、販売、信託契約の一部解約に関する事務、一部解約金・償還金の支払いに関する事務等を行います。

(3) 投資顧問会社：マザーファンドに関して、委託会社から運用の指図に関する権限の委託を受けて投資判断、発注等を行います。

3【資本関係】

(1) 受託会社：該当事項はありません。

(2) 販売会社：該当事項はありません。

(3) 投資顧問会社：委託会社及び投資顧問会社の最終的親会社はビー・エヌ・ピー・パリバです。

第3【その他】

1. 目論見書は、目論見書の別称として「投資信託説明書（交付目論見書）」、「投資信託説明書（請求目論見書）」と称して使用することがあります。
2. 目論見書の表紙等に、次の事項を記載することがあります。
 - ・ 目論見書の使用開始日
 - ・ 金融商品取引法（昭和23年法律第25号）第13条の規定に基づく目論見書である旨
 - ・ 届出の効力に関して、届出をした日、届出が効力を生じている旨及び効力発生日
 - ・ 「ご購入に際しては、本書の内容を十分にお読みください。」との趣旨を示す記載
 - ・ 請求目論見書は投資者の請求により販売会社から交付される旨、及び当該請求を行った場合にはその旨を記録しておくべきである旨
 - ・ 請求目論見書の入手方法及び投資信託約款の全文が請求目論見書に掲載されている旨
 - ・ ファンドの内容に関して重大な変更を行う場合、投資信託及び投資法人に関する法律（昭和26年法律第198号）に基づき、事前に投資者の意向を確認する旨
 - ・ 投資信託の財産は、信託法に基づき、受託会社において分別管理されている旨
 - ・ 委託会社の金融商品取引業者登録番号、委託会社が運用する投資信託財産の合計純資産総額
 - ・ 委託会社及びファンドのロゴ・マークや図案、ファンドの形態や基本的性格等
 - ・ 委託会社の電話番号、受付時間、ホームページアドレス等
3. 届出書本文「第一部 証券情報」及び「第二部 ファンド情報」の記載内容について、投資者の理解を助けるため、その内容を説明した図表等を付加して目論見書のその内容に関連する箇所に記載することがあります。
4. 交付目論見書の投資リスクに関するページに、クーリング・オフに関する事項を記載することがあります。
5. 請求目論見書の巻末に、投資信託約款を添付することがあります。
6. 目論見書に記載された運用実績のデータは、随時更新されることがあります。
7. 目論見書は電子媒体として使用される他、インターネット等に掲載されることがあります。

独立監査人の監査報告書

平成25年6月14日

BNPパリバ インベストメント・パートナーズ株式会社

取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	佐藤 嘉雄	印
--------------------	-------	-------	---

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	山田 信之	印
--------------------	-------	-------	---

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているBNPパリバ インベストメント・パートナーズ株式会社の平成24年4月1日から平成25年3月31日までの第15期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、BNPパリバ インベストメント・パートナーズ株式会社の平成25年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

その他の事項

会社の平成24年3月31日をもって終了した前事業年度の財務諸表は、前任監査人によって監査されている。前任監査人は、当該財務諸表に対して平成24年6月20日付けで無限定適正意見を表明している。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 上記は、当社が、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。